

帯広市一般廃棄物処理基本計画

(令和 2 年度～令和 11 年度)

【原 案】

令和元年 11 月

帯 広 市

目次

第1編 総論

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 対象地域	1
3 対象廃棄物	2
4 計画の期間	2
5 計画の位置づけ	3
6 計画の推進	4

第2編 帯広市ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	5
1 ごみの排出量・リサイクル率・最終処分量	5
2 家庭系ごみの組成分析	10
3 ごみ処理の現状	12
第2章 前計画の総括	15
1 前計画の概要	15
2 前計画の取組状況	16
3 目標の達成状況	17
第3章 ごみ処理の取組の方向性	18
1 基本理念	18
2 基本方針	19
3 基本目標	19
4 基本方針に基づく施策の展開	23

第3編 帯広市生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状 39

- 1 し尿・汚泥の排出量 39
- 2 生活排水処理形態別人口の推移 39
- 3 処理体系 40
- 4 処理主体 40
- 5 処理施設及び収集・運搬状況 41

第2章 前計画の総括 42

- 1 前計画の概要 42
- 2 前計画の取組状況 42
- 3 目標の達成状況 42

第3章 生活排水処理の取組の方向性 43

- 1 基本方針 43
- 2 基本目標 43
- 3 基本方針に基づく施策の展開 43

(資料編)

- 1 ごみの排出量・リサイクル量・最終処分量の基礎資料 45
- 2 家庭系ごみの組成分析 47
- 3 ごみ処理の現状 48
- 4 廃棄物の総排出量・家庭系ごみ・事業系ごみの分類 49
- 5 ごみ排出量の推計 50
- 6 アンケート調査 52
- 7 中間処理施設及び最終処分場の概要 59
- 8 用語の解説 61

第 1 編

総 論

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

私たちが日常生活で消費する食品や製品は、多くの資源やエネルギーが使用されてきています。そして、これら全てのものが、ごみとして処分される際にも多くのエネルギーが必要になります。私たちがものを大切にし、できる限りごみを出さない生活を送ることが、資源やエネルギーの消費の縮減に繋がるばかりか、地球規模の環境問題の解決にも繋がっていきます。

国において2018（平成30）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、ライフサイクル全体での資源循環の徹底を目指すことなど、持続可能な社会づくりへの総合的な取組が示されています。

帯広市では、2010（平成22）年3月に、「帯広市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担い、ごみの減量をはかり、資源を循環的に利用することで、環境負荷の低減につなげる「循環型社会」の形成に向けた取組をすすめてきました。

こうした取組の結果、市民1人1日あたりのごみ排出量やリサイクル率については、目標値には到達していないものの、北海道内の人口10万人以上の市の中では、いずれも上位に位置しており、各種施策の成果も現れています。各家庭や事業所から排出されるごみ量やリサイクル率の推移を分析し、施策の成果を正しく把握することで更に実効性のあるごみ減量と資源化の取組を促進することが可能です。

本計画は、少子高齢化に伴う人口減少や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化など、社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後10年間において取り組む施策の方向を示し、一般廃棄物（ごみ・生活排水）を安定的かつ適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、循環型社会を実現することを目的に策定するものです。

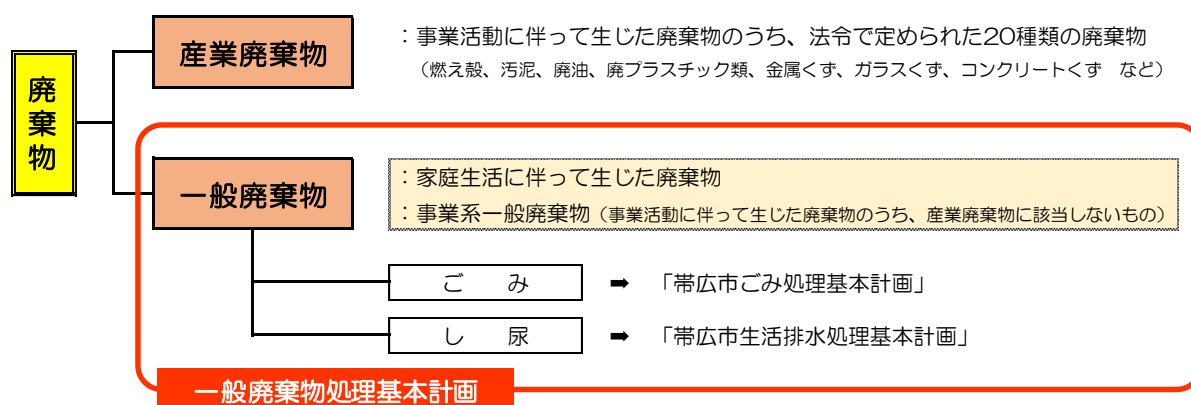
2 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

3 対象廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動等に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類を「産業廃棄物」、それ以外を「一般廃棄物」と定めています。本計画では、一般廃棄物を対象とします。

一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に分かれることから、本計画では、「帯広市ごみ処理基本計画」及び「帯広市生活排水処理基本計画」により構成します。



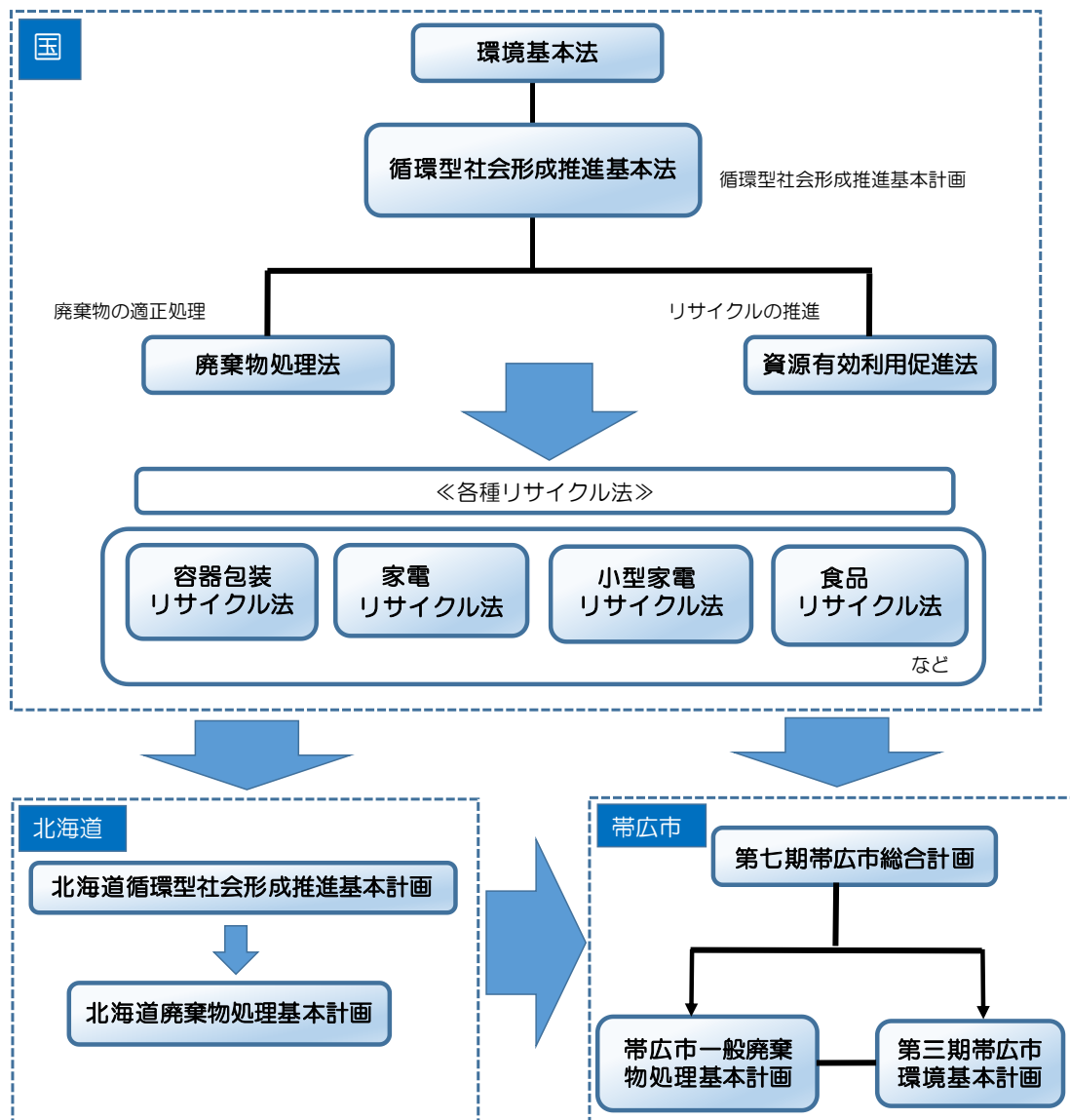
4 計画の期間

本計画の計画期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とします。

なお、計画期間における社会状況の変化や新中間処理施設の稼働などにより、一般廃棄物の処理に関わる状況に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく、一般廃棄物処理計画であり一般廃棄物の処理に関する分野計画として「第七期帯広市総合計画」に即して策定するものです。また、「第三期帯広市環境基本計画」等との整合性を図るものです。

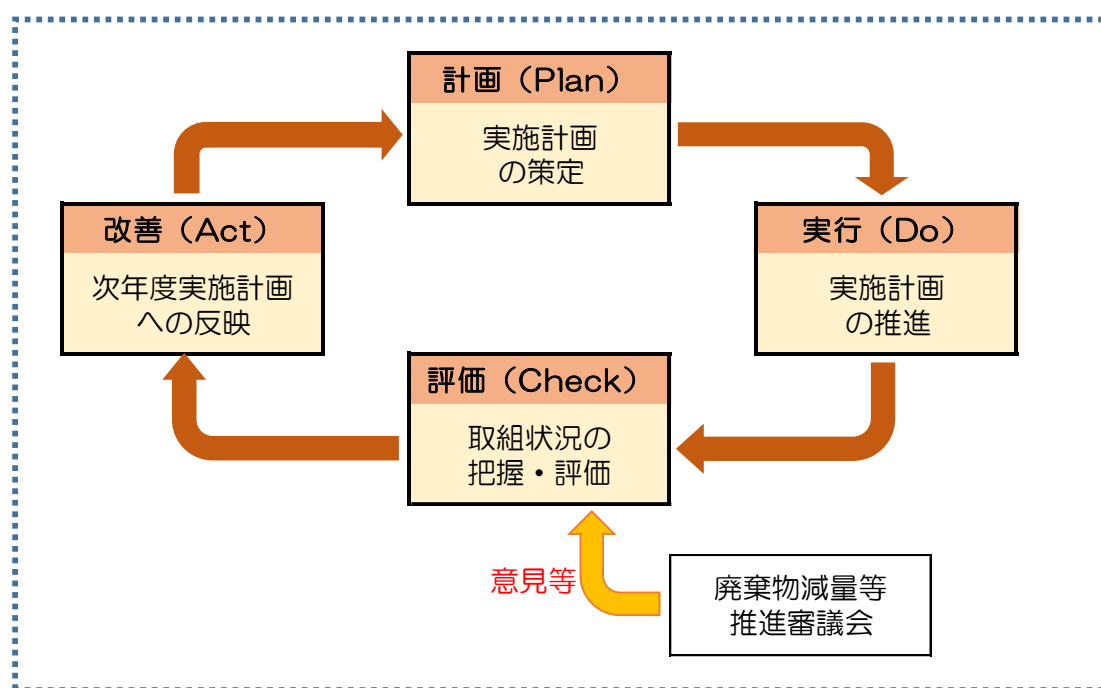


計画の位置づけ

6 計画の推進

本計画を推進するため、毎年度「実施計画」を策定（計画：Plan）します。実施計画に基づく取組の実施（実行：Do）後にその実績や成果を把握・検証（評価：Check）し、その結果を翌年度の実施計画に反映（改善：Act）させます。このPDCAサイクルによるマネジメントを繰り返しながら、取組を推進していきます。

なお、取組の実績・成果の検証にあたっては、帯広市廃棄物減量等推進審議会から意見を聴取します。



実施計画推進のサイクル

■ 「帯広市廃棄物減量等推進審議会」

「帯広市廃棄物減量等推進審議会」は、学識経験者、経済界、市民団体、学生に加え、公募により選出した市民で構成され、廃棄物の減量、資源化、及び適正処理に関する事項について審議し、行政の施策に反映させることを目的に設置されているものです。

第2編

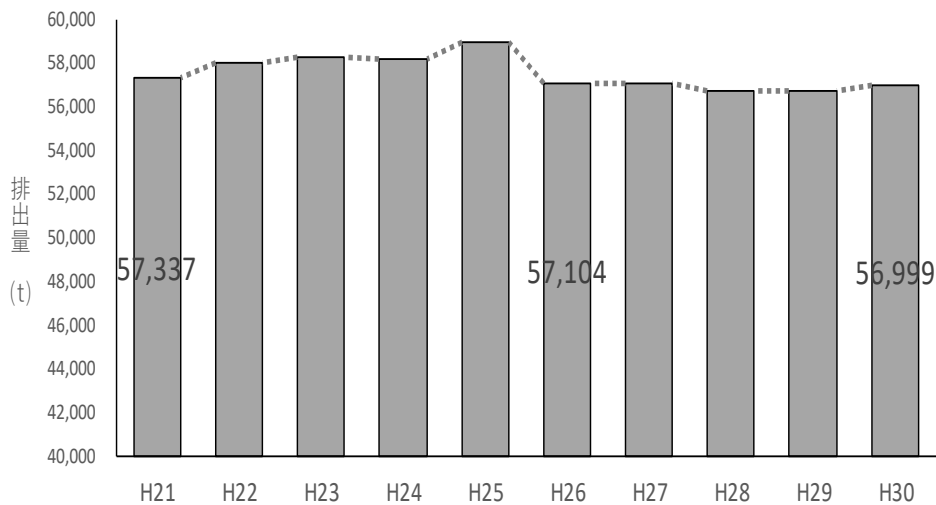
帯広市ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1 ごみの排出量・リサイクル率・最終処分量

(1) ごみの総排出量の推移

平成30年度の、ごみの総排出量は56,999トンとなり、平成21年度対比では0.6%減少しています。過去10年間では、平成21年度から平成25年度までは概ね増加傾向でしたが、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しています。



【図1】ごみの総排出量

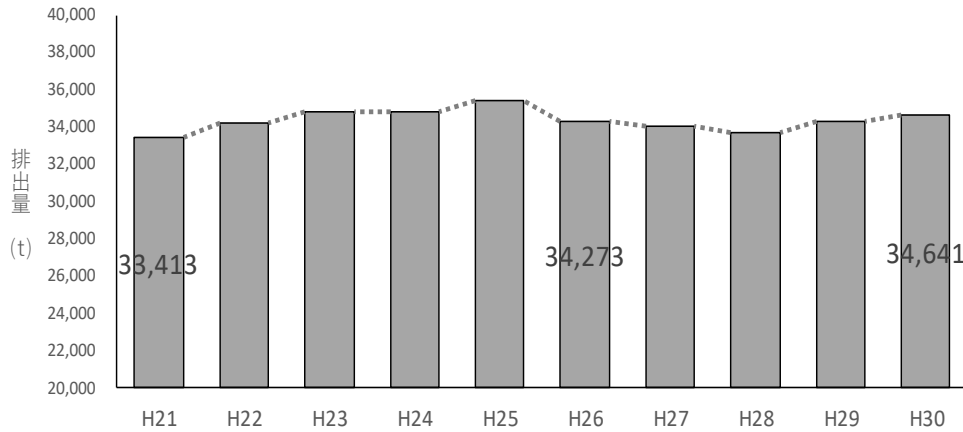
【用語解説】ごみの総排出量

次の式で求めます。

$$\text{ごみの総排出量} = \text{家庭系ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{資源集団回収量}$$

(2) 家庭系ごみの排出量の推移

平成30年度の家庭系ごみの排出量は34,641トンとなり、平成21年度対比では3.6%増加しています。過去10年間では、平成21年度から平成25年度までは概ね増加傾向でしたが、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しています。



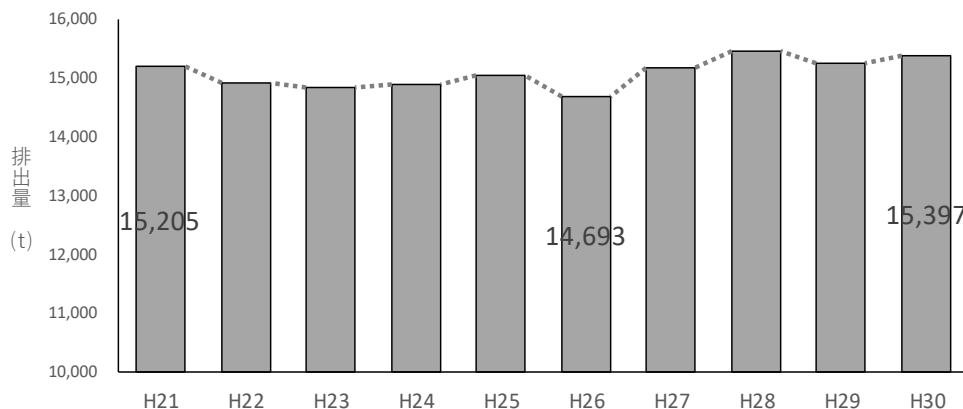
【図2】家庭系ごみの排出量

【用語解説】家庭系ごみの排出量

家庭から排出される燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、大型ごみ、有害ごみの総量のことをいいます。

(3) 事業系ごみの排出量の推移

平成30年度の事業系ごみの排出量は15,397トンとなり、平成21年度対比では1.3%増加しています。過去10年間では、微減及び微増を繰り返しながら推移しています。



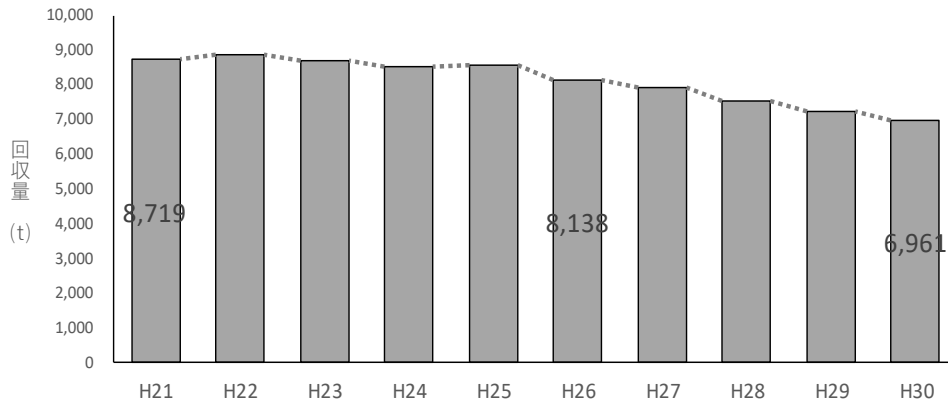
【図3】事業系ごみの排出量

【用語解説】事業系ごみの排出量

事業活動により発生したごみを自己搬入または許可業者により、くりりんセンターに搬入された量のことをいいます。

(4) 資源集団回収量の推移

平成 30 年度の資源集団回収量は 6,961 トンとなり、平成 21 年度対比では 20.2% 減少しています。過去 10 年間では、徐々に減少傾向にあります。



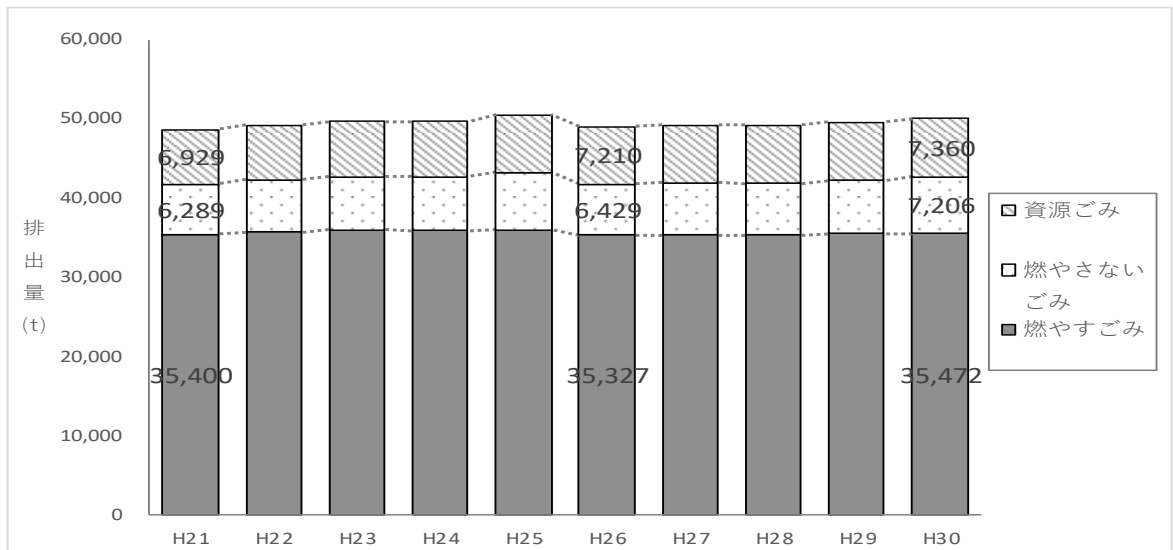
【図 4】資源集団回収量

(5) 種類別のごみ排出量の推移

平成 30 年度の種類別のごみ排出量を示しています。燃やすごみは 35,472 トンとなり、平成 21 年度対比では 0.2% 増加しています。過去 10 年間では、ほぼ横ばいで推移しています。

燃やさないごみは 7,206 トンとなり、平成 21 年度対比では 14.6% 増加しています。平成 21 年度から平成 25 年度までは概ね増加傾向であり、それ以降は、いったん減少に転じたものの、平成 29 年度以降は再び増加しています。

資源ごみは 7,360 トンとなり、平成 21 年度対比では 6.2% 増加しています。平成 21 年度から平成 28 年度までは概ね増加傾向でしたが、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しています。



【図 5】種類別ごみ排出量

注) 資源ごみとは「S の日」に収集されたものです。資源集団回収は含みません。

(6) 1人1日あたりのごみ排出量の推移

平成30年度の1人1日あたりのごみ排出量は935グラムとなり、平成21年度対比では0.3%増加しています。過去10年間では、ほぼ横ばいで推移しています。

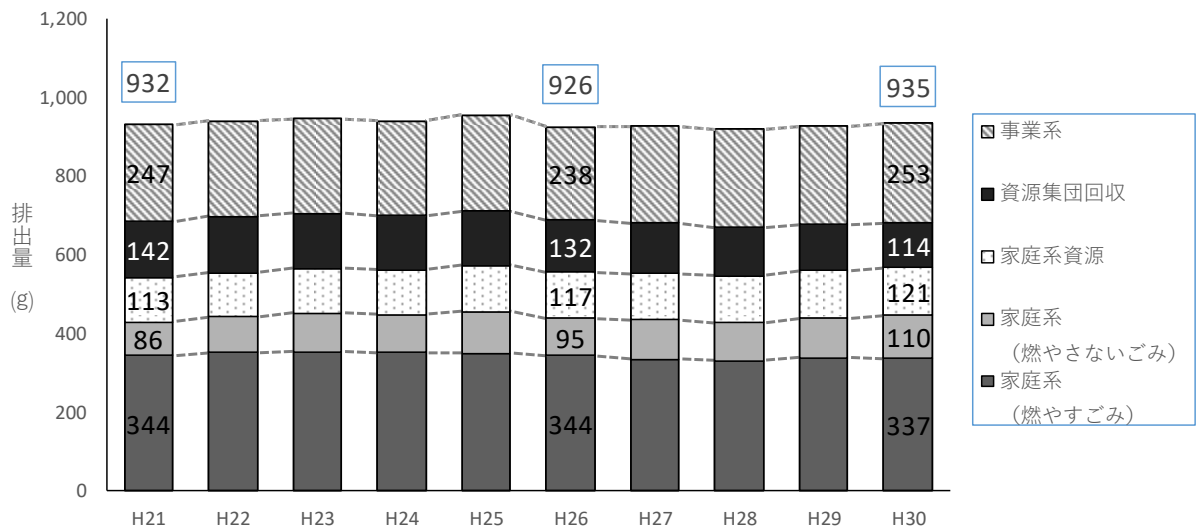
種類別では、家庭系の燃やすごみは337グラムとなり、平成21年度対比では2.0%減少しています。平成21年度から平成28年度までは減少傾向でしたが、平成29年度以降は微増となっています。

家庭系の燃やさないごみは110グラムとなり、平成21年度対比では27.9%増加しています。平成21年度から平成25年度までは増加傾向でしたが、それ以降は、いったん減少したのち、再び増加傾向にあります。

家庭系の資源ごみは121グラムとなり、平成21年度対比では7.1%増加しています。平成21年度から平成28年度までは増加傾向でしたが、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

資源集団回収量は114グラムとなり、平成21年度対比では19.7%減少しています。過去10年間では、減少傾向にあります。

事業系ごみは253グラムとなり、平成21年度対比では2.4%増加しています。平成21年度から平成25年度までは概ね増加傾向でしたが、それ以降は、いったん減少した後、再び増加傾向にあります。



【図6】1人1日あたりのごみ排出量

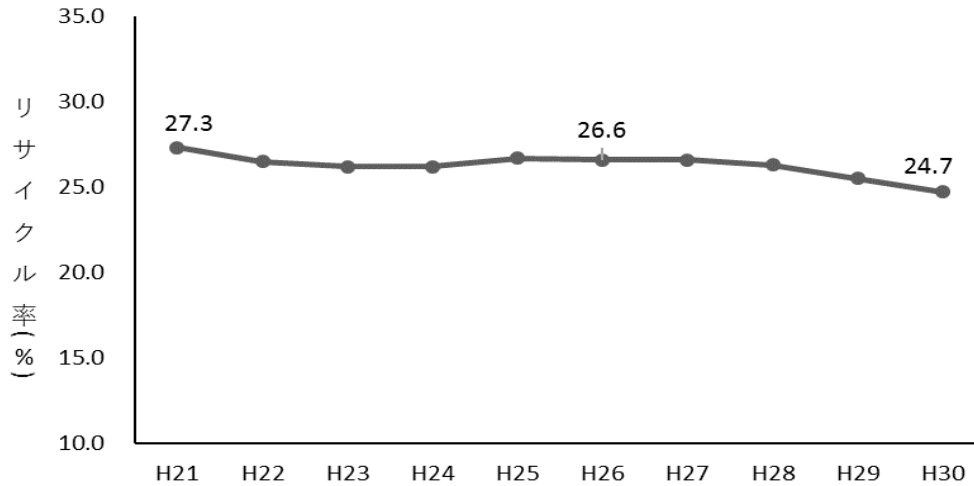
【用語解説】1人1日あたりのごみ排出量

次の式で求めます。

$$1人1日あたりの排出量 = \frac{(\text{家庭系ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{資源集団回収量})}{\text{総人口} \div 365日}$$

(7) リサイクル率の推移

平成30年度のリサイクル率は24.7%となり、平成21年度対比では2.6ポイント減少しています。過去10年間では、平成25年度にいったん増加したものの、全体的には概ね微減傾向にあります。



【図7】リサイクル率

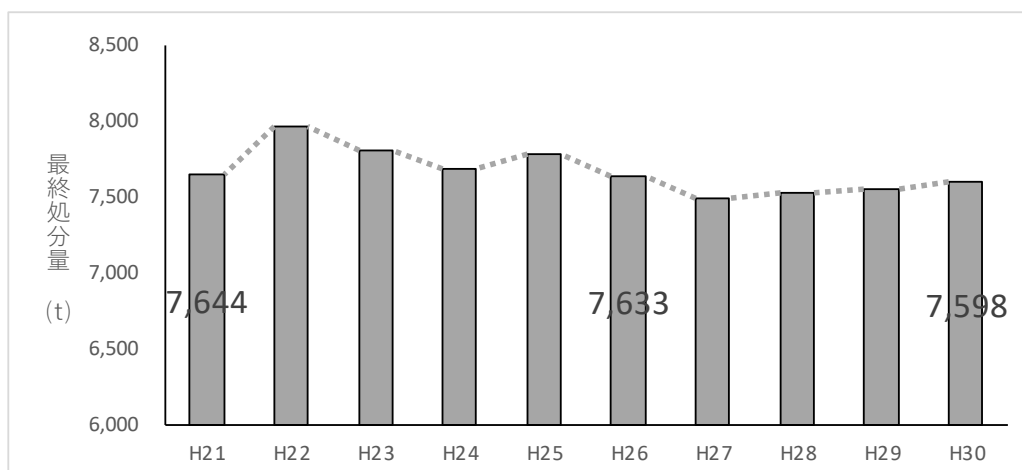
【用語解説】リサイクル率

廃棄物に占める再生利用量の割合のことをいい、次の式で求めます。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{「Sの日」資源化量} + \text{資源集団回収量} + \text{施設内資源化量}}{\text{ごみ排出量(家庭系ごみ+事業系ごみ)} + \text{資源集団回収量}} \times 100$$

(8) 最終処分量の推移

平成30年度最終処分量（埋立処分量）は7,598トンとなり、平成21年度対比では0.6%減少しています。過去10年間では、増減を繰り返した後、平成27年度以降は微増傾向にあります。



【図8】最終処分量

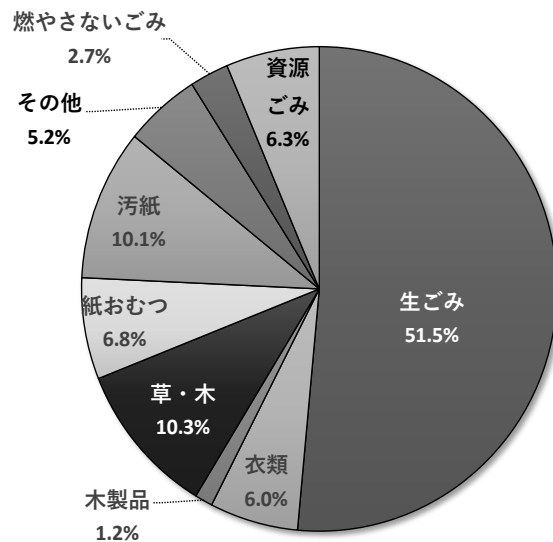
2 家庭系ごみの組成分析

家庭から排出される「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ」の組成分析結果（平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 カ年の平均値）は、次に示すとおりです。

なお、割合（％）については、少数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100％にならない場合があります。

（1）燃やすごみ

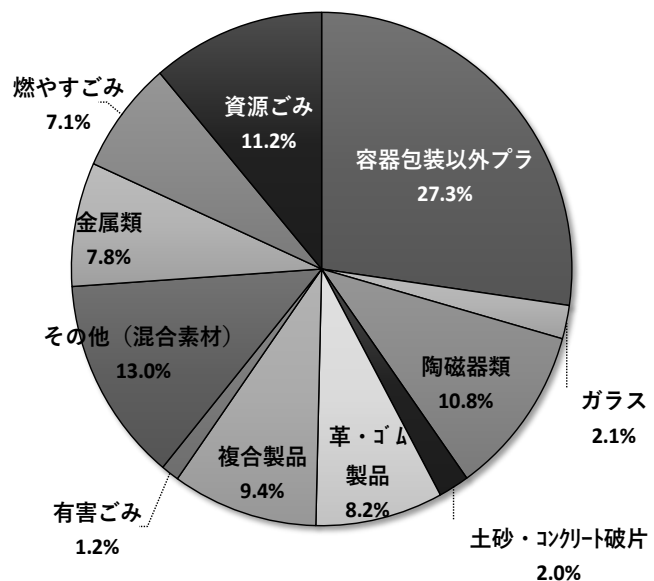
燃やすごみの組成割合は、生ごみの占める割合が最も高く、51.5%となっています。次に草・木が 10.3%となっています。



【図 9】 組成分析（燃やすごみ）

（2）燃やさないごみ

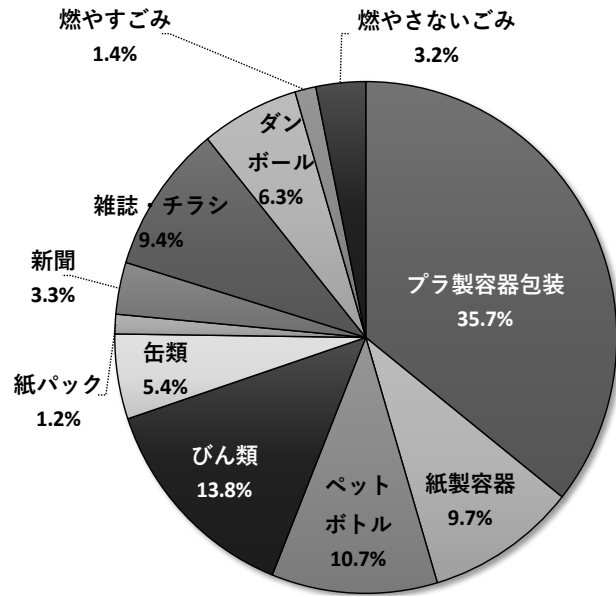
燃やさないごみの組成割合は、容器包装以外のプラスチック類（プラスチック製品、おもちゃ等）が 27.3%、その他（混合素材）が 13.0%となっています。また、資源ごみの混入割合が 11.2%となっています。



【図 10】 組成分析（燃やさないごみ）

(3) 資源ごみ

資源ごみの組成割合は、プラスチック製容器包装が 35.7%、びん類（雑びん）13.8%、ペットボトルが 10.7%となっています。



【図 11】 組成分析（資源ごみ）

■ 「組成分析」

年に 1 度、市内 5 地区を抽出し、各家庭から排出された「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源ごみ」の組成を調査します。

組成分析は、分別排出の状況や、ごみの割合（重量比）を分析し、今後の排出指導やごみ減量施策をすすめるための基礎資料として活用します。

3 ごみ処理の現状

(1) ごみの収集運搬

一般家庭から排出される家庭系ごみは、①燃やすごみ、②燃やさないごみ、③資源ごみ、④大型ごみ、⑤有害ごみ、⑥おむつ類の6種17分類を基本として収集運搬しています。

また、事業活動に伴って生じた事業系ごみは、事業者の責任において、ごみ処理施設に自己搬入するか、収集運搬許可業者に依頼し、収集運搬することになります。

<家庭系ごみの分別、収集区分（6種17分類）と収集日>

種別	分類内容	収集日	
燃やすごみ	生ごみ、紙、木等の可燃性のもの及びペット砂など衛生処理が必要なもの	週2回収集 (月・木又は、 火・金地区指定)	有料
おむつ類	紙おむつ、布おむつ、尿とりパッド、お尻拭き、清拭綿		無料
燃やさないごみ	プラスチック等で燃やすと有害物質の発生のおそれのあるもの（プラスチック製容器包装は除く。） ガラス及び陶磁器等で燃やすごみ以外のもの	水曜日収集 (隔週で地区指定)	有料
有害ごみ	使用済乾電池、蛍光管、水銀体温計 (3分類)		無料
資源ごみ	スプレー缶類、その他缶類、ペットボトル、びん、紙パック、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、ダンボール、新聞紙、雑誌類(10分類)	週1回収集 (月～金地区指定)	無料
大型ごみ	タンス等のおおむね最大の辺が2m以下で重量がおおむね100kg以下のもの及びレンガ等	申込制、戸別収集	有料

(2) ごみ処理施設

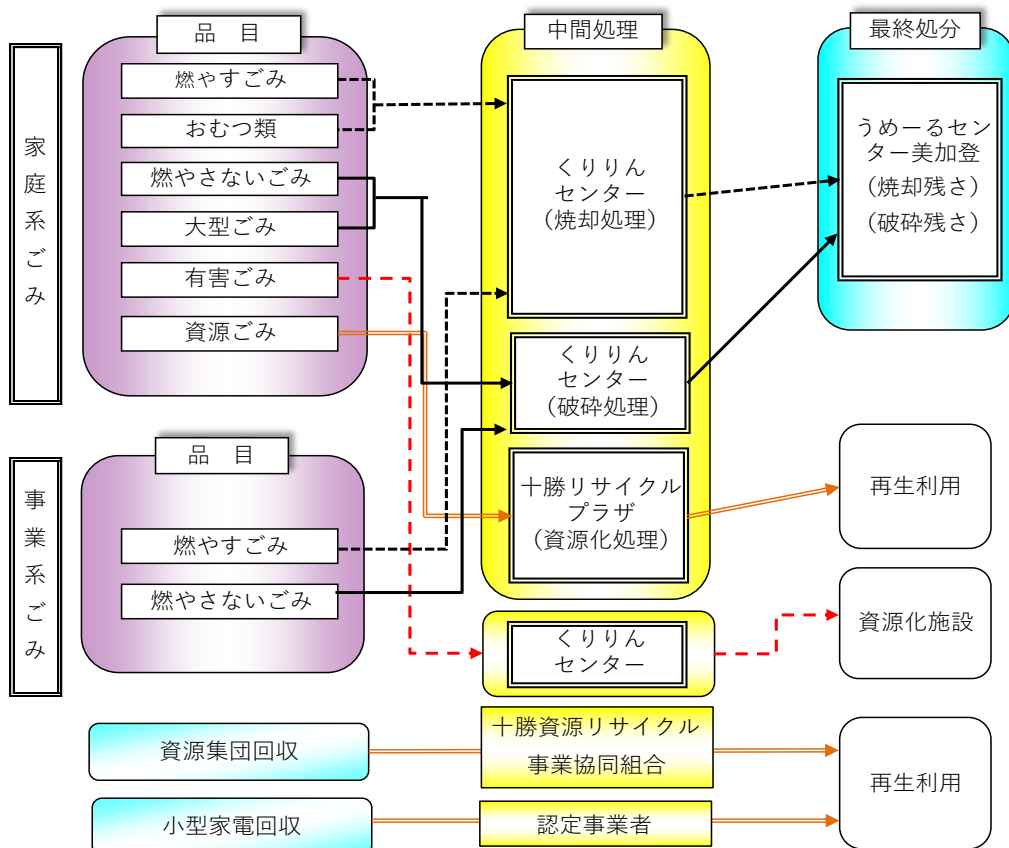
帯広市では家庭系ごみと事業系ごみ（一部を除く）を、十勝圏複合事務組合が運営する次のごみ処理施設において処理しています。

【一般廃棄物を処理する施設と処理内容の概要】

処理施設区分	施設名	搬入されるごみ	処理方法
中間処理施設	くりりんセンター (帯広市西24条北4丁目)	燃やすごみ (おむつ類を含む)	焼却
		燃やさないごみ (大型ごみを含む)	破碎
	十勝リサイクルプラザ (帯広市西23条北4丁目)	資源ごみ	資源化处理
最終処分場	うめーるセンター美加登 (中川郡池田町字美加登)	中間処理後の焼却残さ、 破碎残さ	埋立

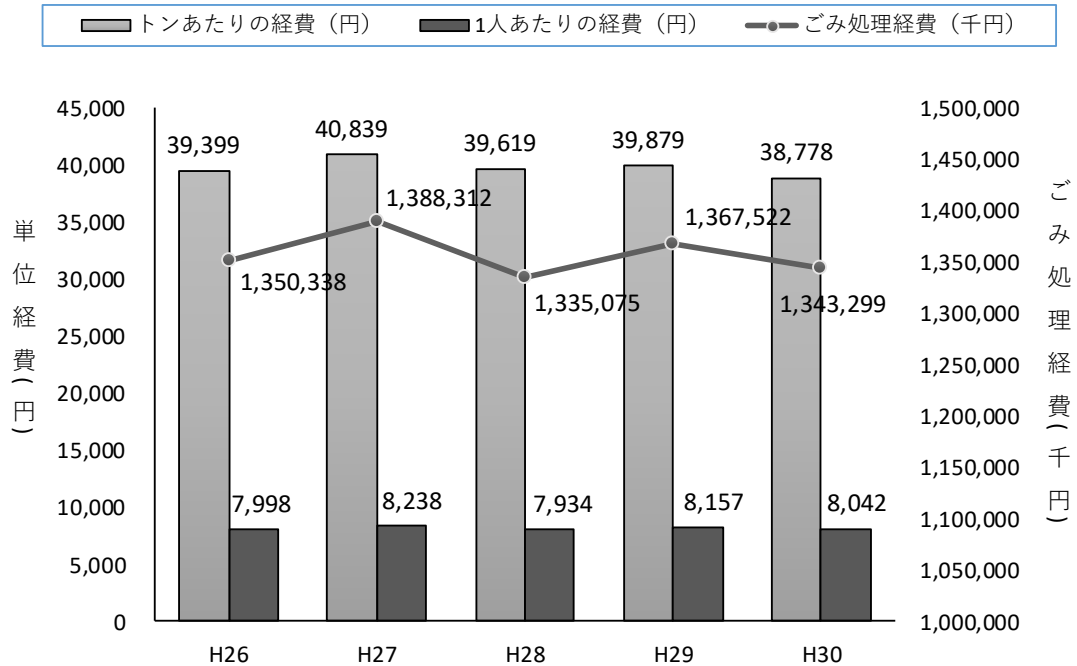
注) 有害ごみについては、くりりんセンターに搬入された後、資源化处理施設（北見市）に運搬されます。

(3) ごみ処理のフロー



(4) ごみ処理経費の現状

平成 30 年度のごみ処理に係る経費は、約 13 億 4 千万円となっています。ごみ処理には、1 トンあたり 38,778 円、市民 1 人あたり年間 8,042 円の経費がかかっています。



【図 12】 ごみ処理経費

【用語解説】

ごみ処理経費… ごみ・資源ごみ収集に係る直接経費（委託費含む）及び管理費、十勝圏複合事務組合分担金のうち、ごみ・資源ごみ処理に係る経費の合計額。

トンあたりの経費… ごみ処理経費を家庭系ごみの排出量で除したもの。

1人あたりの経費… ごみ処理経費を各年度3月末現在の人口で除したもの。

第2章 前計画の総括

1 前計画の概要

2010（平成22）年3月に策定した「帯広市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）は、「循環型社会の形成に向けた、自然と共生するまちづくり」を基本理念とし、地球環境を保全し、市民・事業者・行政の協働により自然環境への負荷の少ないまちづくりをめざして取組をすすめました。

前計画は、2010（平成22）年度から2019（令和元）年度までの10年間を計画期間としました。その後2015（平成27）年度には、新たな最終処分場の供用開始や小型家電リサイクル法の施行等の状況変化等に伴う修正が必要となり、改定版を策定しています。

前計画では、3Rの促進による環境負荷の低減及び再資源化の取組を評価する指標として「1人1日あたりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の目標値を設定し、各種施策をすすめました。

■「3R」（スリーアール）

リデュース（Reduce:ごみの発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リサイクル（Recycle:ごみの再生利用）の3つのRの総称で、環境に負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な考えです。



2 前計画の取組状況

改定後の前計画において重点施策として掲げた9項目に関する主な取組は、次のとおりです。

重点施策項目	主な取組
環境教育、環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ懇談会の実施 ・小学校における環境学習への支援 ・エコエコ紙芝居（幼児対象）の実施
市民・事業者・行政との連携、協働による取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ懇談会や環境見学会の実施 ・イベントや情報媒体を活用した広報周知 ・ごみステーションの維持管理などの協力依頼
ごみを出さないライフスタイルの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや、ごみコミュニティメール等広報媒体を活用した広報周知 ・小型家電拠点回収の実施
生ごみ減量化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・3キリ運動の広報・啓発 ・イベントや広報媒体を活用した食品ロス削減の広報・啓発
資源集団回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収事業の広報周知と奨励金等の交付
事業系ごみの減量・資源化の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの分別等のルールの周知
生ごみ、食品廃棄物のリサイクル推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器等の購入助成事業等の情報提供 ・ダンボールコンポストの普及促進 ・ディスプレイの使用承認に伴う広報周知
木質系廃棄物（剪定枝、木くず等）のリサイクル推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で発生した剪定枝等の無料受入れによるチップ化
ごみ処理経費の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集運搬業務の民間委託拡大等による経費抑制

3 目標の達成状況

前計画において、環境負荷の低減及び再資源化の取組を評価する指標として設定した、①1人1日あたりのごみ排出量、②リサイクル率、③最終処分量の達成状況は、下表のとおりです。平成30年度時点では、すべての項目において目標値に到達していない状況です。

前計画の策定時には、家庭系ごみの一部有料化や容器包装リサイクル法による資源物の分別回収品目の拡大等が定着する中で市民や事業者の協力により更にごみの減量・資源化を促進する目標を定めました。

1人1日あたりのごみ排出量は、平成30年度は935g/人・日となり、平成20年度とほぼ変動がなく、目標値には233g多い状況です。リサイクル率は、平成30年度には24.7%となり平成20年度より3.3ポイント減少しており、目標値からは15.3ポイント低い状況になっています。

ごみ排出量・リサイクル率が未達成である要因は、燃やすごみの約半分を占める食品廃棄物（生ごみ）の減量が進んでいないこと、新聞・雑誌等の資源回収量が減少していること、燃やすごみ、燃やさないごみに資源化が可能な紙類や容器包装プラスチックが混入していることなどが挙げられます。

また、最終処分量は、平成30年度は7,598トンとなり平成20年度と比較して129トン減少していますが、目標値より2,198トン多くなっています。最終処分量の増減は、ごみの排出量やリサイクル率と関係するため、この2つの目標が未達成であることから、最終処分量についても目標値には届いていない状況にあります。

家庭・事業所から排出されるごみ量は、家族構成の変化やライフスタイルの多様化のほか、企業活動の動向にも左右されます。新たなごみ処理技術の進展や資源化促進、食品ロス削減など、社会状況の変化に対応しながら、多くの市民、事業者にごみ減量と資源化に対する理解と協力が得られるよう適切な施策を推進することが必要です。

指標	基準値 (H20)	実績値 (H30)	目標値 (H31)	達成状況
1人1日あたり のごみ排出量	936 g/人・日	935 g/人・日	702 g/人・日	未達成 233g多い
リサイクル率	28.0 %	24.7 %	40.0 %	未達成 15.3ポイント 少ない
最終処分量	7,727 t/年	7,598 t/年	5,400 t/年	未達成 2,198 t多い

第3章 ごみ処理の取組の方向性

1 基本理念

私たちは、自然豊かな「おびひろ」を未来に引き継ぐために、快適で住みよい環境を守っていかねばなりません。そのために、ごみの「発生抑制」に取り組み、可能なものは「再使用」し、それでも発生した廃棄物については、「再生利用」（リサイクル）するという、「ごみの3R」を徹底し、環境負荷の低減と資源の循環利用を持続的にすすめていくことが必要です。

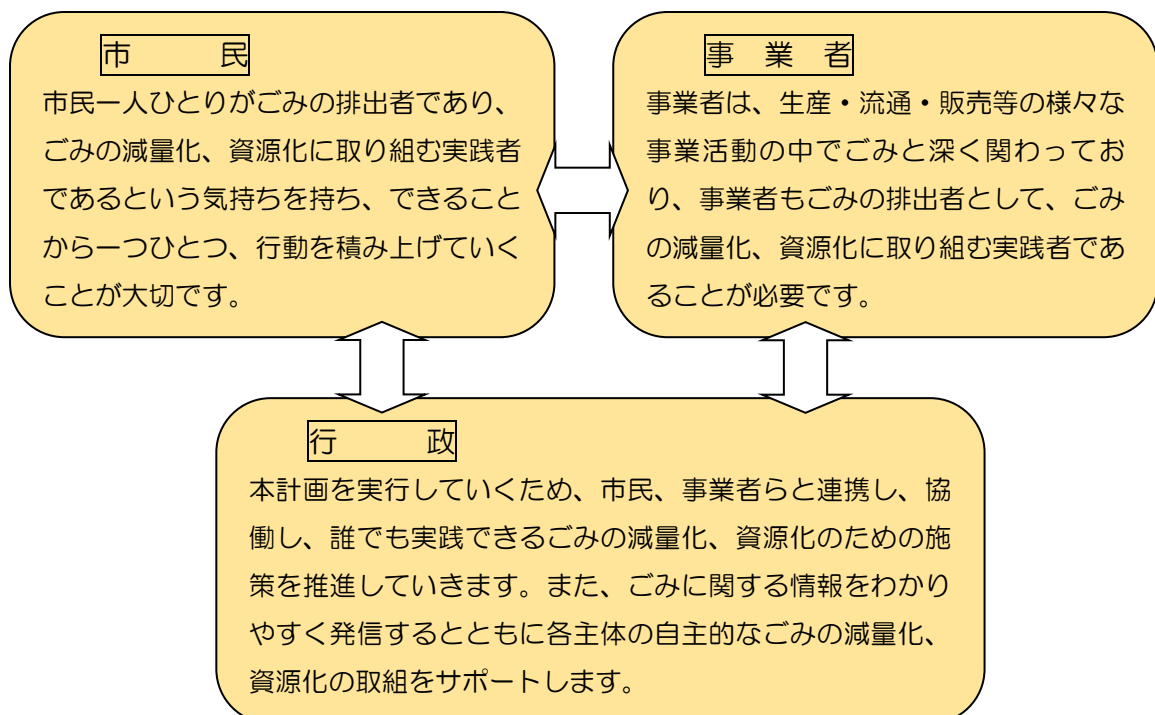
本計画を着実に実行するために、市民、事業者そして行政が、相互に連携・協働し、誰もが参加できるごみの減量化、資源化の施策に取り組むことが求められます。

こうしたことを踏まえ、この計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

人と自然が共生する循環型のまちづくり

<各主体の役割分担>



2 基本方針

本計画の基本理念を実現するために次の3つの基本方針を定め、各施策を推進します。

基本方針1 ごみの発生抑制と再使用の促進

ごみの3Rのうち、発生抑制と再使用は、ごみ減量対策として最優先されるものです。ごみを可能な限り出さない施策として、第一に取り組みます。

基本方針2 資源の循環的な利用促進

発生抑制と再使用に取り組み、その結果として発生したごみを可能な限り資源として回収します。

基本方針3 適正排出・適正処理の促進

ごみの3Rを推進する基盤として、市民、業者者への意識啓発、安心・安全な廃棄物処理行政の推進などにより適正排出と適正処理の取組を促進します。

3 基本目標

本計画が定める各種施策を進めるにあたっては、市民、事業者、行政が目標を共有し、それぞれの役割に基づいた取組を実践することが求められます。本計画における基本目標は、国や北海道が示す一般廃棄物の減量化の方針等を踏まえ、「ごみの発生抑制」、「資源化促進」及び「環境負荷低減」の視点で設定します。

(1) ごみの発生抑制の目標

ごみの「発生抑制（リデュース）」及び「再使用（リユース）」がごみ減量対策の柱であり、家庭系ごみ、事業系ごみの排出量を削減することが環境負荷の低減になります。

平成30年度の1人1日あたりのごみ排出量は935gですが、市民・事業者への啓発活動の継続と新たな施策を実施することにより、「第四次循環型社会形成推進基本計画」で示す目標値（2025（令和7）年度に850g/人・日）を達成し、その傾向を引き続き2029（令和11）年度まで適用し、市民1人1日あたりのごみ排出量を800グラムとします。

また、新たな指標として「1人1日あたりの家庭ごみ排出量」を設定し、目標値は、1人1日あたりのごみ排出量の目標値から算出した350グラムとします。

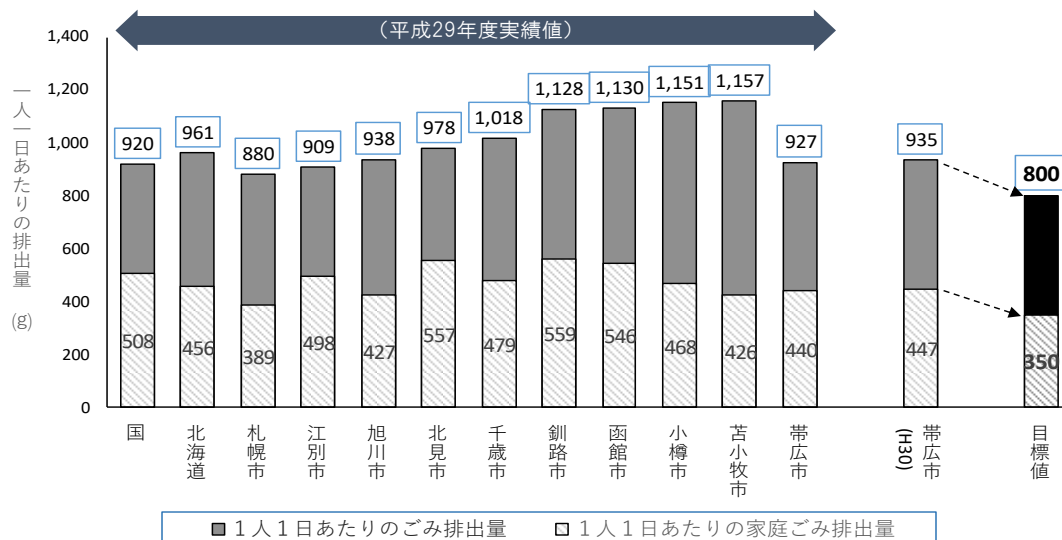
【用語解説】ごみの総排出量

- ・「1人1日あたりのごみ排出量」＝
 $(\text{家庭系ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団資源回収量}) \div \text{人口} \div 365 \text{日}$
- ・「1人1日あたりの家庭ごみの排出量」＝
 $(\text{家庭系の燃やすごみ} + \text{燃やさないごみ} + \text{大型ごみ}) \text{の排出量} \div \text{人口} \div 365 \text{日}$

1人1日あたりのごみ排出量を、2029（令和11）年度までに
800g/人・日 にします。

また、1人1日あたりの家庭ごみ排出量を、2029（令和11）年度までに
350g/人・日 にします。

※国や各自治体等との比較



（『環境省廃棄物処理技術情報 平成29年度調査結果』に基づき作成）

(2) 資源化促進の目標

天然資源の消費を抑制し、環境負荷を軽減するためには、廃棄物を可能な限りリサイクルすることが重要です。リサイクル率はごみの総排出量に占める割合で算出することから、ごみ減量の取組とは必ずしも比例しませんが、循環型社会を目指すための指標として設定します。

平成30年度のリサイクル率は24.7%ですが、前計画での実績値、資源ごみの軽量化などの傾向や、組成分析による燃やすごみ、及び燃やさないごみの資源ごみへの混入を減少させる取り組みを進めていくことなどを踏まえ、「北海道廃棄物処理計画（第4次）」で示す目標値（2019（令和元）年度の数値）である30.0%を目標値とします。

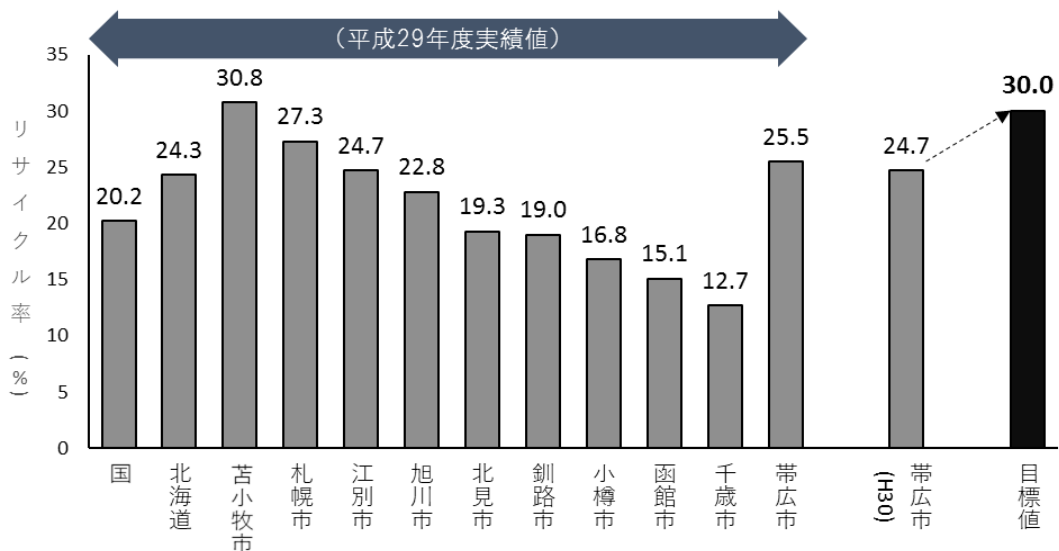
【用語解説】リサイクル率

廃棄物に占める再生利用量の割合のことをいい、次の式で求めます。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{「Sの日」資源化量} + \text{資源集団回収量} + \text{施設内資源化量}}{\text{ごみ排出量（家庭系ごみ} + \text{事業系ごみ）} + \text{資源集団回収}} \times 100$$

リサイクル率を、2029（令和11）年度までに **30.0%** にします。

※国や各自治体等との比較



(『環境省廃棄物処理技術情報 平成29年度調査結果』に基づき作成)

(3) 環境負荷低減の目標

最終処分量は、ごみ発生抑制や資源化を進めた結果、最終的に残るごみを処分し、埋め立てられる量です。最終処分量の縮減は、埋立地の延命化や環境負荷の低減に繋がり、取組の進捗状況が確認できる数値となります。

平成30年度の最終処分量は7,598トンですが、ごみ排出量に対する最終処分量の割合の平均値を基礎ベースとし、1人1日あたりのごみ排出量及びリサイクル率の目標値との整合をとり、ごみの発生抑制、資源化促進による減量効果を踏まえて、5,890トン（平成30年度の実績値から18%削減）を目標値とします。

最終処分量を、2029（令和11）年度までに **5,890トン** にします。

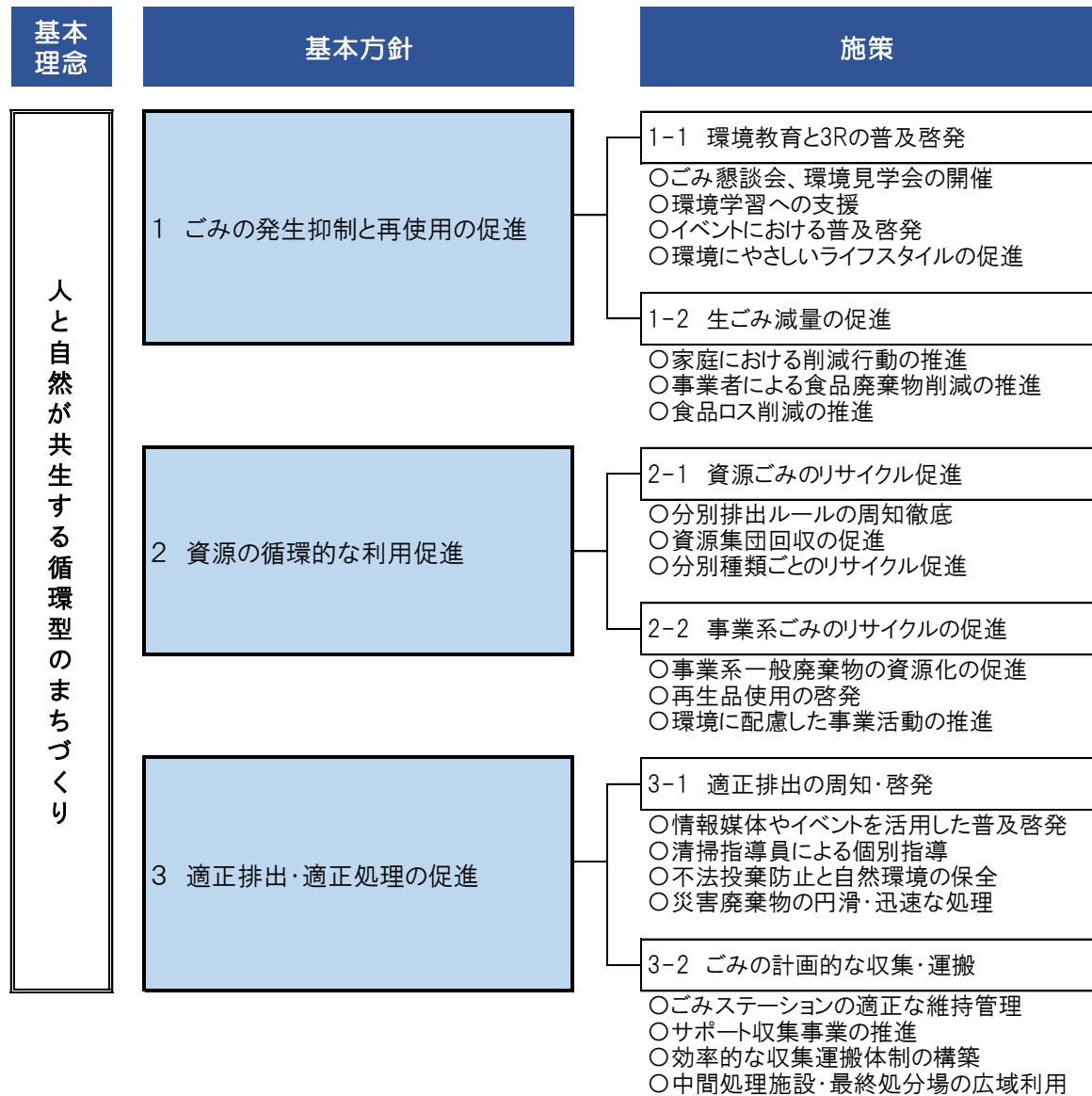
<参考>本計画と国・北海道における目標設定の比較

		1人1日 あたりの ごみ排出量 (g/人・日)	1人1日 あたりの 家庭ごみ 排出量 (g/人・日)	リサイクル 率 (%)	最終処分量 又は 削減率
国	ごみ処理基本方針 (目標年次： 2020年度)	—	500	27.0	14%減 (2012年度比)
	第四次循環型社会 形成推進基本計画 (目標年次： 2025年度)	850	440	47.0 (産廃含 む)	70%減 (2000年度比)
道	北海道廃棄物処理 計画(第4次) (目標年次： 2019年度)	940	590	30.0	28%減 (2012年度比)
市	帯広市一般廃棄物 処理基本計画 【本計画】 (目標年次： 2029年度)	800	350	30.0	5,890トン (2018年度比 18%減)
	(参考) 2018年度実績値	935	447	24.7	7,598トン

※上記各目標値の設定年度は異なる。

4 基本方針に基づく施策の展開

基本理念である「人と自然が共生する循環型のまちづくり」を実現するために3つの基本方針を掲げました。ごみ減量・資源化の促進など、この基本方針を促進する具体的な施策を市民・事業者に分かりやすく示し、共通の認識をもって取組をすすめます。



ごみ処理基本計画の施策体系

基本方針 1 ごみの発生抑制と再使用の促進

1-1 環境教育と3Rの普及啓発

ごみを減量し、持続可能な循環型社会を形成するためには、市民1人ひとりが環境を意識した行動をすることが求められます。子どもから大人まで幅広い世代が身近なごみに関心を持ち、ごみの発生抑制、再使用や資源の再生利用など環境負荷の低減に取り組む意識を醸成していくことが大切です。

3Rを推進するために、環境教育や広報紙・パンフレット・ホームページ、イベント等、あらゆる手段を活用し、啓発活動・情報提供に努めます。

(1) ごみ懇談会、環境見学会の開催

ごみの適正分別や適正排出について、正しい理解と協力を求めるとともに、市民参加による清掃行政の推進に努めます。

職員が町内会や事業所などを訪問し、ごみの現状や3Rの実践について理解を深め、ごみの適正処理に関する意識啓発と意見交換を目的としてごみ懇談会を実施します。

春と秋のごみ減量・資源化促進月間に合わせ、各家庭や事業所から排出されたごみがどのように処理されるのか、くりりんセンターや十勝リサイクルプラザなどの中間処理施設、最終処分場を視察・見学し、施設の機能や役割、ごみ分別、資源化について理解を深めてもらうことを目的に環境見学会を実施します。

■「ごみ懇談会」

各団体からのご要望に沿った内容で開催することが可能です。幅広い年齢層を対象に、様々な立場の方にご活用いただける市職員による「出前講座」です。



(ごみ懇談会の開催内容)

- ・ダンボールコンポストの作成について
- ・プラスチックごみについて
- ・資源集団回収について

(参加者からの質問)

- ・緩衝材の処分方法
- ・資源ごみの正しい分別
- ・資源ごみの行方

(2) 環境学習への支援

幼少期から児童までの発達段階に応じた体験学習を通じて、子どもたちが環境にやさしい行動が自ら実践できるよう、学校などと連携し環境学習を支援します。

ごみ収集作業に従事している職員が小学校を訪問し、ごみ収集車両を使ったごみの積み込み体験やクイズを通じた「環境学習支援事業」を行います。また、くりりんセンターの見学会や小学校社会科副読本（おびひろ3・4年生用）、環境学習資料を使用した授業により環境問題、ごみ減量に対する意識の向上につなげます。

幼少期の楽しい経験はいつまでも記憶に残ります。清掃事業課オリジナルのキャラクター「わけすけ」が保育所、幼稚園、児童保育センター等を訪問し、環境保護を題材とした「エコエコ紙芝居」を継続し、楽しく学びながらリサイクル意識の定着と環境の大切さを伝えます。

■「環境学習支援事業」

車両の中のごみの様子が見えるよう透明のアクリル板に改造したごみ収集車両を訪問先の学校に展示して、児童に見てもらいながら、実際のごみ収集の様子などを学んでいただきます。



（環境学習支援事業の内容）

- ごみのゆくえについて
- ごみについて学ぼう
- ごみの減量を学校や家庭で実践しよう
- 実際に分別してみよう
- ものを大事に長く使おう

■「エコエコ紙芝居」

「エコ」とは「環境にやさしい」という意味です。

市のキャラクターである分別忍者「わけすけ」も一緒に訪問し、ごみを減らすことの大切さや、ごみが形を変えて再生利用されることなどを紙芝居により園児の皆さんにお伝えします。



（紙芝居の内容）

「へ～んしんでござる」は、帯広市清掃事業課オリジナルの紙芝居です。

子どもにも分かるよう、紙芝居の登場人物とともに、リサイクルについて、わけすけに教えてもらう内容です。子ども達から「ポイ捨てをしない」や、「リサイクルを頑張る」などの感想をいただいています。

(3) イベントにおける普及啓発

ごみ減量・資源化促進月間における広報活動や市民団体・事業者との協働によるイベント事業を継続し、互いに情報を共有することで効果的なごみ減量の取組を拡大します。

「春のリサイクル広場」での、ごみ減量・リサイクルに関するパネルの展示や「秋のリサイクルまつり」における青空フリーマーケット、地元産野菜市など市民参加によるイベントを開催します。

また、行政機関や市民団体などが主催する市民参加型のイベントへの参加を通じてごみの減量やリサイクルに対する情報提供や意識の定着を図ります。

■「春のリサイクル広場」

(展示内容)

- 家庭でできるごみ減量の工夫や間違い 25
 分別の事例紹介
- 家庭でできる生ごみ等の削減「3 キリ運動」
 の紹介
- カラスよけサークルの模擬展示
- 生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機展示



■「秋のリサイクルまつり」

屋外で開催する市最大のリサイクルイベントで
ごみの3Rへの理解を深めます。

(イベント内容)

- フリーマーケットの出店
- 生ごみ堆肥化容器、電動生ごみ処理機等の展示
- ダンボールによる堆肥化容器の基材の無料配布
- ごみの分別クイズ
- ごみ処理関係団体による展示
- ごみの3Rの普及啓発を行う団体の展示

など



(4) 環境にやさしいライフスタイルの促進

市民団体などでは、誰もが日常生活の中でできる3Rを実践し、市民と協力しながらフリーマーケットの開催や古着・古布の回収、フードバンクの活動を行っています。

こうした活動は、ごみの減量、資源化や環境にやさしいライフスタイルの実践を促し、市民と行政が互いに協力・連携しながら進める3Rの取組を支援するものです。

市民団体等が実施するフリーマーケットなどの再使用の活動をホームページ、イベント等で紹介し、情報の共有を図りながら市民の参加を促進します。

1-2 生ごみ減量の促進

家庭から排出される燃やすごみの約半分は食べ物を起源とする生ごみです。生ごみを減らす工夫がごみの総量を減らすことにつながります。

生ごみの中には、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが多く含まれています。食品ロスをなくすことは食べ物を無駄にせず、ごみ減量にもつながる大切な行動です。1人ひとりが食品ロスを削減することを意識し、行動につなげるために多面的な観点から普及啓発に取り組みます。

(1) 家庭における削減行動の推進

生ごみを減らすためには、食べ物を無駄にしないことが大切です。商品購入時に大量買いや不要なものを購入しない、週に一度冷蔵庫を整理し残り物を使い切る、人数にあった分量を調理するなど、家庭での工夫が環境や家計にもやさしい行動につながります。

食材を「使いきる」、調理した料理を「食べきる」、約80%が水分と言われる生ごみの「水をきる」という「3キリ運動」を実践することでごみの重量を減らすことができます。

また、生ごみを堆肥化して自家菜園で利用するなど、日々の生活で出来ることから実践をしていくことが重要です。生ごみ堆肥化容器やダンボールコンポスト、ディスプレイなど、生ごみを減らすための工夫やアイデアを周知するとともに、食材を上手に使うエコレシピなどの情報を発信します。

■家庭でできる生ごみ減量の取組

- ★消費期限（その日まで安全に食べることができる）、賞味期限（その日までおいしく食べることができる）の違いを知り、賢く買い物
- ★買い物前の冷蔵庫確認
- ★「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」の3キリにトライ
- ★野菜の皮など出来るだけ野菜くずを出さない工夫
- ★野菜の皮や茎を使ったエコレシピの活用
- ★コンポスト（生ごみ堆肥化容器）・電動生ごみ処理機で生ごみを堆肥化にして活用

(2) 事業者による食品廃棄物削減の推進

販売店や飲食店など食品を提供する事業者に対して、食品ロスの削減、食材の有効活用を促すため、効果的な取組事例などの情報提供を行います。

「宴会五箇条」(30・10 運動)の普及促進や、提供する食品の量などを加減する工夫、残渣をできるだけ出さない、加工・製造の際に余剰を少なくするなど、飲食店等に対して食材の使い切り、食べ残しの抑制を啓発します。

また、民間事業者による生ごみの資源化やバイオマス利活用技術の進展に注視し、積極的に情報収集を図ります。

■「宴会五箇条」

忘年会、新年会、宴会シーズンなどに実践できる食品ロス削減への取組です。

※「30・10 運動」とは、食事開始後 30 分間及び食事終了までの 10 分間は、席を立たずしっかり食べる「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らそうとする取組です。



(3) 食品ロス削減の推進

食品ロスは、家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品などから多く発生しており、事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品を無駄にしない取組をすすめることが重要です。

食品ロス削減が大きな課題として注目を集め、「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が令和元年 10 月に施行されました。市は、「全国おいしい食べきりネットワーク協議会」に参加しており、食べきり運動やエコレシピの紹介など、全国の自治体と連携・協力しながら食品ロス削減の推進や国・経済団体等に対する要請行動を行います。

また、フードバンクや子ども食堂への食品寄付を行っている民間団体や事業者の情報を提供し、食品の有効活用による食品ロス削減に取り組みます。

■「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」

広く全国で食べきり運動等を展開し、3Rや食品ロス削減の推進を目的とする自治体間のネットワーク。2019年(令和元年)9月現在で、全国約400の都道府県や市町村が参加し、情報共有を図りながら食品ロス削減の取組を進めています。

基本方針 2 資源の循環的な利用促進

2-1 資源ごみのリサイクル促進

容器包装リサイクル法や使用済小型家電リサイクル法の施行により資源ごみの分別は細分化され資源リサイクルの取組が拡大しました。近年は、容器包装物の軽量化や紙類の減少によりリサイクル率は減少傾向にありますが、正しく分別することにより資源化が可能なごみが、燃やすごみ、燃やさないごみに多く混入している状況もあります。

有用資源として再利用可能な資源ごみの適正分別、適正排出を促すとともに、地域における資源回収の取組を支援します。また、廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者との連携を強め、リサイクルを促進します。

(1) 分別排出ルール of 周知徹底

資源ごみの収集は、計画収集として実施している「Sの日」の収集と町内会をはじめとする地域での資源集団回収の2通りがありますが、いずれも資源化を促進するためには適正な分別と排出が必要です。

家庭から排出されたごみの組成分析では、燃やすごみに6.3%、燃やさないごみに11.2%の資源ごみが混入しています。また、排出された資源ごみには食べ残しや汚れの付着により資源化できないごみの混入も見られます。

誰にも分かりやすく分別や排出ルールが徹底できるよう、ごみ分別パンフレットやチラシ、ホームページ等の充実を図ります。

排出者の正しい理解と協力のもとで、「Sの日」の計画収集と集団資源回収を継続し、資源の循環的な利用を促進します。

■帯広スタイル「Sの日」の収集

家庭系の燃やさないごみの約6割を占めていた容器包装廃棄物を再資源化するため、平成9年4月から容器包装リサイクル法が施行され、帯広スタイル「Sの日」事業として週1回の資源ごみ回収がスタートしました。当初は、法の対象である、びん類・ペットボトル・紙パック類・ダンボール・缶類のほか、市独自に雑誌チラシ類・新聞紙を回収していましたが、平成15年よりプラスチック製容器包装と紙製容器包装を追加、平成29年にはスプレー缶類の収集方法を変更し、現在10分類の資源ごみを収集しています。

(2) 資源集団回収の促進

町内会等による資源集団回収は、昭和56年にモデル事業としてはじまり、現在では一般廃棄物に占める資源の4割強を回収し、資源化の取組に大きな役割を果たしています。

地域における資源集団回収の取組は、市民がごみの分別・回収に直接携わることで、リサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業です。資源集団回収奨励金の支給や回収業者への支援を継続しながら事業の促進と新規実施団体の発掘にも取り組みます。

■「資源集団回収事業と奨励金」

現在、町内会等を中心に市内で約700の団体が、資源集団回収事業に参加しています。

資源集団回収事業では、回収された量に従って、市より各団体に奨励金が支払われることになり、団体の活動資金の一部としてご活用いただけます。

※令和元年度現在、回収量1kgあたり4.2円の奨励金が実施団体に交付されています。

【資源集団回収事業の対象品（12分類）】（令和元年度時点）

新聞紙	アルミ缶
書籍・雑誌（ホッチキス止め）	スチール缶
書籍・雑誌（のり付け）	金属類
紙製容器包装	リターナブルびん
ダンボール	ワンウェイびん
紙パック	ビールやジュースなどを入れるプラスチックケース

(3) 分別種類ごとのリサイクル促進

適正に分別されたものは品目・種類ごとにそれぞれのルートでリサイクルされます。

計画収集による回収を行わない、テレビ・冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品目や、使用済小型家電、消火器やタイヤなどの危険物・処理困難物・排出禁止物の適正な処理方法についてホームページ等を活用して周知・啓発を行います。

有用金属やレアメタルを有効に再生利用する使用済小型家電の拠点回収については、回収場所の拡大など、効率的で利便性の高い収集方法について認定事業者との協議・検討をすすめます。

また、新たなリサイクル技術の進展により民間の処理施設において廃棄物の資源化が進んでいることから引き続き情報収集を図ります。

2-2 事業系ごみのリサイクル促進

事業活動により排出する事業系ごみは、事業者自らの責任で処理することが法で定められています。また、拡大生産者責任などの考え方に基づき、資源の効率的な利用や生産流通過程の改善などにより、ごみの発生を抑制する商品を提供する必要があります。

事業系ごみには、適正に分別をすることでリサイクル可能な資源物が多く含まれています。事業者責任として分別排出区分の徹底によるごみ減量・資源化を促進します。

(1) 事業系一般廃棄物の資源化の促進

事業活動に伴い発生するごみの削減や適正な分別、処理は事業者が自主的に取り組むことが求められます。事業系ごみは、資源化が可能な紙類の割合が高くなっています。有用な資源となる紙類を適正に分別排出することでリサイクルの促進につながります。

ごみ懇談会やホームページなどを活用した必要な情報提供、啓発を行いながら、事業者による廃棄物減量や資源化への取組を促進します。

(2) 再生品使用の啓発

資源を分別排出するだけでなく、再生されたものを積極的に使用していくことが資源の循環となり環境にやさしい取組となります。事業者に対しては事務用品など積極的に再生品の使用を推奨していきます。

公共施設等でのごみ減量化やグリーン購入法に基づく再生品の利用を率先して取り組むなど職員へのごみ減量意識の徹底を図ります。

(3) 環境に配慮した事業活動の推進

製造過程や販売過程で環境負荷の低減につながる取組として、企業・事業者においては、レジ袋の有料化、プラスチックストローの廃止などの環境に配慮した動きがみられます。事業系廃棄物の減量化や食品ロスの対策に積極的な取組を行っている事業者や団体の実践例をホームページなどで紹介し、活動の拡大につなげていきます。

また、取組に対して一定の評価基準を設け基準を上回っている事業所などを認定する制度を検討していきます。

基本方針 3 適正排出・適正処理の促進

3-1 適正排出の周知・啓発

帯広市は6種17分類による家庭ごみの収集を行っています。適正な排出を促すためには市民が排出ルールを正しく理解し、行動することが不可欠です。

快適な生活環境を維持保全するため清掃指導員による排出指導や情報媒体を活用した普及啓発に努め、不法投棄の未然防止、町内会等の自主的な美化活動を支援します。

また、近年は地震や風水害の自然災害により発生する災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が課題となり平常時から不測の事態への備えが重要となります。

(1) 情報媒体やイベントを活用した普及啓発

ごみの減量・リサイクルを促進するため、ごみ分別パンフレットやごみコミュニティメールにより正確な情報を伝えます。市外からの転入者に対する分別パンフレットの配布、高齢者や外国人など、対象者に配慮した文字の大きさや外国語によるパンフレットを作成し啓発を行います。

広報誌やホームページ、ポスター、ラジオなど多様な媒体を活用した情報提供とイベント時のパネル展示や分別クイズを通してごみの適正排出について普及啓発を進めます。

また、幅広い世代に浸透しているスマートフォンを活用した情報提供など、利便性や啓発効果について導入自治体の情報収集を行います。

■「ごみコミュニティメール」

「ごみコミュニティ」は、「ごみ」と地域社会を意味する「コミュニティ」を掛け合わせた表現です。

ごみコミュニティメールは、年2回全戸に配布するごみの情報誌です。

『ごみコミュニティメールの過去の掲載記事』

○プラスチック製容器包装に、こんな危険物が混じってました

○缶類とスプレー缶類は袋を分けて

○みんなで実践「3キリ運動」

○使用済小型家電の回収ボックスが増えました



(2) 清掃指導員による個別指導

ごみステーションの衛生的な管理と美観を保つため、清掃指導員による飛散ごみの対応のほか、不適正排出者に対する個別指導、夜間指導、巡回等を実施しています。

不適切な排出ごみには、改善の必要性を知らせ、注意を促す「指導シール」を貼り適正排出につなげます。

排出状況が不適切な、ごみステーションや集合住宅などは、利用者に対する指導とともに町内会やオーナー、管理会社等に対して適切な維持管理についての協力を要請し、新築の共同住宅には専用ごみステーションの設置依頼を行います。

また、ごみステーションからの資源物の持ち去り行為は、排出者である市民との信頼関係を損なう行為であることから持ち去り禁止条例の制定にかかる情報収集を行います。

(3) 不法投棄防止と自然環境の保全

市内全域の定期巡回や民間事業者による夜間パトロールにより、不法投棄が多く発生する場所の監視を行い、不法投棄の早期発見と未然防止に努めます。ごみの不法投棄が確認された場合には、警察など関係機関とも連携しながら投棄者を特定し、ごみの撤去を求めます。

また、帯広市町内会連合会が主催する全市一斉河川清掃や各町内会、企業・ボランティアが自主的に実施した公園清掃などで回収したごみの無料収集を行うなど、環境美化活動と自然環境の保全の取組を支援します。

(4) 災害廃棄物の円滑・迅速な処理

大規模な災害発生時に大量に生じる災害廃棄物は、公衆衛生を確保し、早期の復旧・復興を実現するため適正分別と適正排出により迅速かつ適切な処理が大変重要です。

帯広市は、平成31年3月に「帯広市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害発生時の対応や災害廃棄物の適正処理にかかる必要な事項を定めました。市民の適切な行動により災害廃棄物の処理が迅速にできるよう、平常時から広報紙やホームページによる情報発信のほか、地域防災訓練や防災講座などを通して災害廃棄物の分別や排出場所等に関する啓発を行います。

また、平常時から災害時対応能力の維持向上を図るため防災訓練を活用した職員研修や体制の整備、関係機関との連携強化に取り組むとともに、災害廃棄物処理計画については、災害事例に基づく知見を反映しながら随時必要な見直しを行い、実効性を確保します。

■「災害廃棄物」

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災や、2018年（平成30年）7月の西日本豪雨、同年9月の北海道胆振東部地震でも大量の災害廃棄物が発生しています。

過去の災害では、直接の被災によらない廃棄物（いわゆる「便乗ごみ」）が一時集積場所に持ち込まれたことも課題となっています。



胆振東部地震おける災害廃棄物仮置場
（環境省ホームページ）

3-2 ごみの計画的な収集・運搬

ごみの収集は、市民生活に密着しており、家庭から排出されるごみを安定的かつ確実に収集運搬し、処理することが市民サービスの基本となります。

ライフスタイルや住環境の変化に伴い、ごみの質と量が変化してきています。また、高齢化や単身世帯の増加によりごみの分別・排出が困難な世帯が今後増加することが予想されることなどから、ごみステーションの適正な維持管理や排出支援が必要です。

ごみの質や排出量に応じた効率的な収集運搬体制の構築と中間処理施設及び最終処分場の安定的な運営を図ります。

(1) ごみステーションの適正な維持管理

ごみステーションを適正に維持管理するためには、利用状況の的確な把握と排出者の協力が必要です。カラスや強風によるごみの飛散を防止するカラスよけサークルの活用や冬期間の除雪など、状況に応じた適正な管理について情報を提供し、排出者の理解と協力を求めます。

高齢単身世帯の増加やマンション・アパート等の共同住宅入居者の町内会加入率の減少などにより、ごみステーションの維持管理が困難となる場合もあります。

排出者の負担軽減や分別意識の向上につなげるために共同住宅専用ステーションの設置を促進するほか、ステーション方式と戸別収集方式との併用にかかる情報収集を行います。

■「カラスよけサークル」

カラスよけサークルは、カラス対策のほか、風による飛散防止にも役立ちます。組み立て、折りたたみが簡単で、組立材料も安価で入手できます。

帯広市のホームページでも紹介しています。



(2) サポート収集事業の推進

高齢者や身体の障害、病気やけがなどの理由で日常の生活ごみをごみステーションに排出することが困難な世帯への支援として玄関先などから戸別でごみを収集するサポート収集事業を実施しています。

高齢社会の進展や核家族化によりサポート収集事業の利用者は年々増加することが見込まれることからサポート収集の拡充が必要です。また、福祉分野との連携により収集時の声掛け（安否確認）や緊急時の関係者への通報、ごみの分別の指導など、利用者のニーズや事案に応じた細やかなサービスの提供を図ります。

(3) 効率的な収集運搬体制の構築

平成9年度以降、家庭系ごみの収集運搬業務は、段階的に民間事業者へ移行し、燃やすぐみ・燃やさないごみ及び資源ごみの収集運搬は民間事業者が担い、容器包装プラスチックごみ及び大型ごみの収集は市の直営業務として行っています。

ごみの分別区分や排出量の変化に対応し、安定的なごみ収集体制を維持するために、収集経路の見直しを適宜行うとともに定期的な職員研修や民間事業者に対する業務指導により作業の安全性確保と収集体制の円滑化を図ります。

また、収集運搬業務における公的な役割を維持し、ごみ収集運搬業務をより効果的かつ効率的に実施するため、民間委託の業務範囲を拡充します。

(4) 中間処理施設・最終処分場の広域利用

ごみの中間処理及び最終処分については、十勝圏複合事務組合が運営する広域施設において構成市町村が共同利用していることから、各自治体の地域特性や財政事情を踏まえた運営が求められます。

新中間処理施設の整備や最終処分場の延命化など、広域施設の整備・運営にあたっては、安心して安定的なごみ処理体制の維持、環境負荷の低減及び住民負担などを十分考慮しながら、組合や他の構成町村と十分に連携し、効率的・効果的な整備や運営について協議をすすめます。

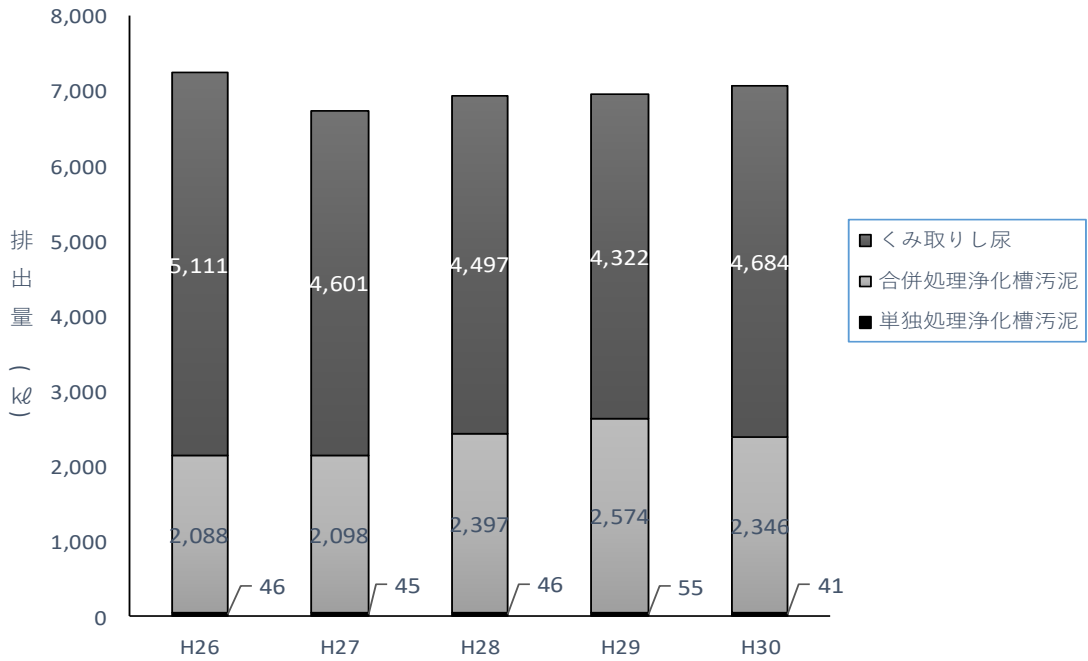
第3編

帯広市生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1 し尿・汚泥の排出量

平成30年度のし尿の排出量は4,684 klとなり平成26年度から427 kl減少しています。一方、合併処理浄化槽汚泥の排出量は2,346 klとなり258 kl増加しています。また、単独処理浄化槽汚泥の排出量は、41 klとなり、ほぼ横ばいで推移しています。



【図】し尿・汚泥の排出量の推移

2 生活排水処理形態別人口の推移

平成26年度から平成30年度までの生活排水処理形態別人口の推移は、以下のとおりです。平成30年度の生活排水処理施設の整備率は97.8%となり、平成26年度の97.3%から微増となっています。

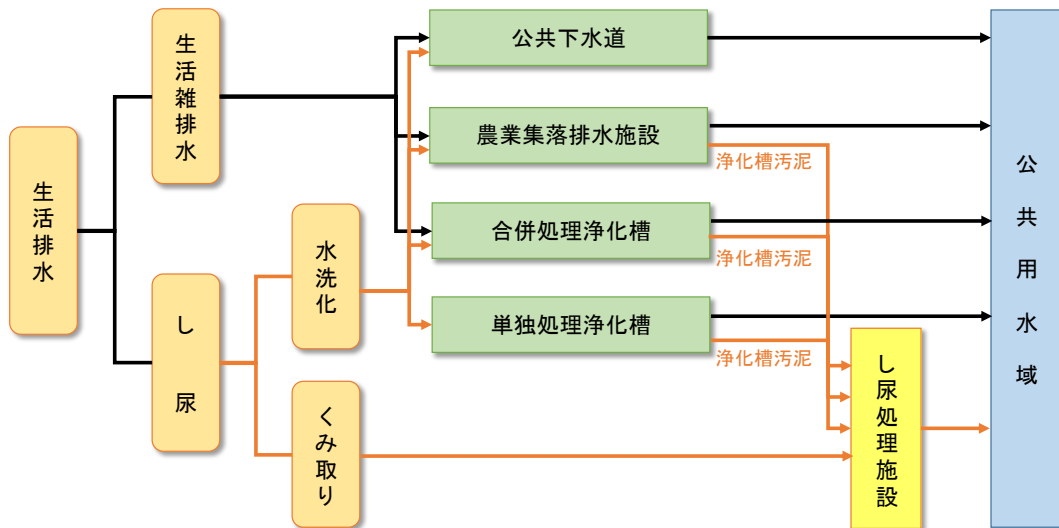
(単位：人、各年度末数値)

	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域内人口	168,232	167,870	167,560	166,867	166,093
水洗化・生活雑排水処理人口	163,719	163,540	163,523	163,101	162,413
合併処理浄化槽 ※1	2,323	2,323	2,389	2,400	2,403
下水道 ※2	161,307	161,129	161,063	160,632	159,944
農業集落排水施設 ※3	89	88	71	69	66
水洗化・生活雑排水未処理人口 ※4	51	50	46	51	42
非水洗化人口 ※5	4,462	4,280	3,991	3,715	3,638

- ※1 合併処理浄化槽 … 合併処理浄化槽登録時の利用者数累計
- ※2 下水道 … 水洗化済戸数より算出
- ※3 農業集落排水施設 … 農業集落排水施設接続時の利用者数に人口流入分を加味したもの
- ※4 水洗化・生活排水未処理人口 … 単独浄化槽登録時の利用者数累計
- ※5 非水洗化人口 … 上記以外

3 処理体系

生活排水処理の体系は以下のとおりです。下水道、農業集落排水施設等により生活雑排水・し尿の処理を実施しています。非水洗化区域等については、汲み取りにより処理を行っています。



【図】生活排水の処理体系

4 処理主体

各処理施設の処理主体は以下のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	帯広市公営企業
特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	帯広市公営企業
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	帯広市公営企業
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	帯広市公営企業、個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	十勝圏複合事務組合

5 処理施設及び収集・運搬状況

し尿及び農業集落排水施設汚泥、浄化槽汚泥の処理については、十勝圏複合事務組合が管理する十勝川流域下水道浄化センター内の浄化槽汚泥等受入施設において適正に処理されています。

また、し尿の汲み取り及び収集・運搬業務は、市内を2分割し、2つ委託事業者が行っています。

第2章 前計画の総括

1 前計画の概要

2010（平成22）年3月に策定した「帯広市一般廃棄物処理基本計画」において、生活排水処理に関する事項を「帯広市生活排水処理基本計画」として定めており、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための取組を推進していくこととしています。

2 前計画の取組状況

前計画に基づき、下水道の利用促進、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業等による生活排水処理の推進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換指導等に取り組んできました。

3 目標の達成状況

前計画において設定した生活排水の処理に関する目標は、達成しました。

指 標	基準値（H20）	実績値（H30）	目標値	達成状況
生活排水処理率	95.4%	97.8%	96.8%	達成

<処理形態別内訳>

（単位：人、各年度末時点の数値）

	基準値（H20）	実績値（H30）
行政区域内人口	168,532	166,093
水洗化・生活雑排水処理人口	160,783	162,413
合併処理浄化槽	2,544	2,403
下水道	158,142	159,944
農業集落排水施設	97	66
水洗化・生活雑排水未処理人口	179	42
非水洗化人口	7,570	3,638

第3章 生活排水処理の取組の方向性

1 基本方針

地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上をはかるうえで、生活排水処理は重要であり、地域の特性、周辺環境、住民の要望、経済性等を考慮しつつ、以下の事項に基づき、生活排水の適正な処理をすすめます。

基本方針1 下水道の利用促進

下水道区域の未接続家屋（個人で浄化槽を設置している場合を含む。）には、接続を指導し、下水道の利用促進をはかります。

基本方針2 下水道整備対象外地域における適切な生活排水処理の推進

下水道整備の対象外の地域では、農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業等により生活排水処理を推進し、単独処理浄化槽を設置している場合は、合併処理浄化槽への転換を指導します。

2 基本目標

上記の基本方針に基づき、下水道の利用を促進するとともに、下水道整備対象外の地域については、単独処理浄化槽を全て合併処理浄化槽へ転換させるなど、生活排水の適正な処理に向けた取組を推進することにより、生活排水処理率が令和11年度までに98.5%に到達することを見込みます。

	実績値 (H30)	最終年 (R11)
生活排水処理率	97.8%	98.5%

3 基本方針に基づく施策の展開

(1) 生活雑排水の適正処理

各地区の実情に応じた処理方式を採用しながら、下水道を所管する部署における取組と連携して、生活雑排水の適正な処理を推進します。

(2) し尿・汚泥の適正処理

下水道に接続していない家屋から排出されるし尿・汚泥については、委託業者により収集・運搬し、十勝川流域下水道浄化センター内の浄化槽汚泥等受入施設で処理しており、今後もこの体制を継続していきます。

(3) 広報・啓発活動

生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性について、市民への広報・啓発活動に努めます。また、単独処理浄化槽の設置者に対して、合併処理浄化槽への転換を促します。

(資料編)

1 ごみの排出量・リサイクル量・最終処分量の基礎資料

(1) ごみの総排出量の推移

図1 ごみの排出量 (単位：トン)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
日数	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口	168,635	168,726	168,492	168,973	169,065	168,843	168,532	168,276	167,657	167,033
家庭系(可燃)	21,207	21,665	21,827	21,716	21,565	21,210	20,645	20,334	20,741	20,603
家庭系(不燃)	5,277	5,677	6,008	6,008	6,569	5,853	6,067	5,989	6,155	6,678
家庭系(資源)	6,929	6,887	6,932	7,049	7,262	7,210	7,283	7,375	7,396	7,360
資源集団回収	8,719	8,867	8,687	8,533	8,561	8,138	7,911	7,536	7,207	6,961
事業系	15,205	14,914	14,845	14,896	15,049	14,693	15,187	15,460	15,251	15,397
計	57,337	58,010	58,299	58,202	59,006	57,104	57,093	56,694	56,750	56,999

(2) 家庭系ごみの排出量の推移

図2 家庭系ごみの排出量 (単位：トン)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系(可燃)	21,207	21,665	21,827	21,716	21,565	21,210	20,645	20,334	20,741	20,603
家庭系(不燃)	5,277	5,677	6,008	6,008	6,569	5,853	6,067	5,989	6,155	6,678
家庭系(資源)	6,929	6,887	6,932	7,049	7,262	7,210	7,283	7,375	7,396	7,360
計	33,413	34,229	34,767	34,773	35,396	34,273	33,995	33,698	34,292	34,641

(3) 事業系ごみの排出量の推移

図3 事業系ごみの排出量 (単位：トン)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事業系可燃	14,193	13,993	14,167	14,184	14,385	14,117	14,654	14,950	14,720	14,869
事業系不燃	1,012	921	678	712	664	576	533	510	531	528
計	15,205	14,914	14,845	14,896	15,049	14,693	15,187	15,460	15,251	15,397

(4) 資源集団回収量の推移

図4 資源集団回収量 (単位：トン)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
新聞	4,686	4,752	4,554	4,476	4,401	4,184	4,056	3,813	3,562	3,390
雑誌	1,006	1,041	1,072	1,058	1,071	995	956	880	812	791
ダンボール	1,661	1,683	1,673	1,659	1,695	1,653	1,635	1,596	1,590	1,575
びん類	589	605	604	566	582	572	569	558	521	485
金属類	746	754	759	745	788	712	674	670	702	702
その他	31	32	25	29	24	22	21	19	20	18
計	8,719	8,867	8,687	8,533	8,561	8,138	7,911	7,536	7,207	6,961

(5) 種類別のごみ排出量の推移

図5 種類別ごみ排出量

(単位：トン)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
燃やすごみ	35,400	35,658	35,994	35,900	35,950	35,327	35,299	35,284	35,461	35,472
燃やさないごみ	6,289	6,598	6,686	6,720	7,233	6,429	6,600	6,499	6,686	7,206
資源ごみ	6,929	6,887	6,932	7,049	7,262	7,210	7,283	7,375	7,396	7,360
計	48,618	49,143	49,612	49,669	50,445	48,966	49,182	49,158	49,543	50,038

(6) 1人1日あたりのごみ排出量の推移

図6 1人1日あたりのごみ排出量

(単位：グラム)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
日数	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口	168,635	168,726	168,492	168,973	169,065	168,843	168,532	168,276	167,657	167,033
家庭系(可燃)	344	351	354	351	349	344	335	330	338	337
家庭系(不燃)	86	92	98	97	106	95	99	97	101	110
家庭系ごみ	430	443	452	448	455	439	434	427	439	447
家庭系資源	113	112	113	114	118	117	118	120	121	121
資源集団回収	142	144	141	138	139	132	129	122	118	114
事業系ごみ	247	242	241	241	244	238	247	251	249	253
計	932	941	947	941	956	926	928	920	927	935

(7) リサイクル率の推移

図7 リサイクル率

(単位：%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
リサイクル率	27.3	26.5	26.2	26.2	26.7	26.6	26.6	26.3	25.5	24.7

ごみの総排出量、資源化量の推移

(単位：トン)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ごみの総排出量(図1)	57,337	58,010	58,299	58,202	59,006	57,104	57,093	56,694	56,750	56,999
Sの日	6,193	5,750	5,877	5,947	6,327	6,299	6,502	6,638	6,528	6,346
資源集団回収	8,719	8,867	8,687	8,533	8,561	8,138	7,911	7,536	7,207	6,961
施設内資源化	786	769	745	737	831	730	750	732	711	766
資源化量計	15,698	15,386	15,309	15,217	15,719	15,167	15,163	14,906	14,446	14,073

※有害廃棄物の無害化処理量は施設内資源化量に含まれる

(8) 最終処分量の推移

図8 最終処分量

(単位：トン)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
埋立処分	7,644	7,962	7,810	7,681	7,784	7,633	7,491	7,528	7,552	7,598

2 家庭系ごみの組成分析

(1) 燃やすごみ

図9 組成分析(燃やすごみ)

(単位：グラム)

燃やすごみ	生ごみ	衣類	木製品	草・木	紙おむつ	汚紙	その他	燃やさないごみ	資源ごみ	計
H28	107.485	10.096	1.528	13.785	12.231	19.129	7.423	5.816	11.376	188.869
H29	71.343	12.181	2.475	22.874	13.901	16.376	9.538	3.995	9.897	162.58
H30	82.348	8.263	2.139	15.475	8.244	15.699	9.283	3.638	10.927	156.016
計	261.176	30.54	6.142	52.134	34.376	51.204	26.244	13.449	32.2	507.465
平均値	0.515	0.06	0.012	0.103	0.068	0.101	0.052	0.027	0.063	

(2) 燃やさないごみ

図10 組成分析(燃やさないごみ)

(単位：グラム)

燃やさないごみ	容器包装以外プラ	ガラス	陶磁器類	土砂・コケシ破片	革・ゴム製品	複合製品	有害ごみ	その他(混合素材)	金属類	燃やすごみ	資源ごみ	計
H28	19.978	1.802	15.608	0.071	4.233	15.628	0.663	13.108	5.518	7.503	10.877	94.989
H29	16.487	1.898	8.963	0	11.61	8.112	1.494	14.843	9.239	7.059	12.229	91.934
H30	41.704	2.35	6.295	5.606	7.764	3.227	1.202	9.201	7.648	5.751	8.947	99.695
計	78.169	6.05	30.866	5.677	23.607	26.967	3.359	37.152	22.405	20.313	32.053	286.618
平均	0.273	0.021	0.108	0.02	0.082	0.094	0.012	0.13	0.078	0.071	0.112	

(3) 資源ごみ

図11 組成分析(資源ごみ)

(単位：グラム)

資源ごみ	プラ製容器包装	紙製容器	ペットボトル	びん類	缶類	紙パック	新聞	雑誌・チラシ	ダンボール	燃やすごみ	燃やさないごみ	計
H28	46.354	13.514	12.937	15.263	5.034	2.236	0.757	22.561	11.638	1.959	4.188	136.441
H29	46.347	14.314	14.86	22.132	10.101	0.889	9.783	8.534	9.527	1.945	4.235	142.667
H30	44.243	9.321	13.154	15.435	5.45	1.617	2.043	4.949	3.052	1.275	3.83	104.369
計	136.944	37.149	40.951	52.83	20.585	4.742	12.583	36.044	24.217	5.179	12.253	383.477
平均	35.7%	9.7%	10.7%	13.8%	5.4%	1.2%	3.3%	9.4%	6.3%	1.4%	3.2%	

3 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理経費の現状

図12 ごみ処理経費

ア ごみ収集単価

(単位：千円)

年 度			H26	H27	H28	H29	H30
ごみ処理費 関係支出	管理費	清掃総務費	103,754	116,457	112,507	107,167	109,274
	直営経費	ごみ直接費	9,761	9,591	9,241	7,838	7,938
		車両費	872	532	519	506	493
		人件費	45,853	45,349	45,119	45,437	45,763
	委託費	委託料	275,738	261,590	275,965	291,594	292,291
	計		435,978	433,519	443,351	452,542	455,759

イ 資源ごみ収集単価

(単位：千円)

年 度			H26	H27	H28	H29	H30
資源処理費 関係支出	管理費	清掃総務費	1,120	1,084	1,248	1,076	889
	直営経費	資源直接費	15,659	13,881	14,401	13,441	14,939
		車両費	16,163	15,339	15,238	15,137	630
		人件費	183,413	181,397	180,475	159,030	160,170
	委託費	委託料	158,317	158,328	158,328	171,909	171,909
	計		374,672	370,029	369,690	360,593	348,537

ウ 中間処理・最終処分に関わる経費

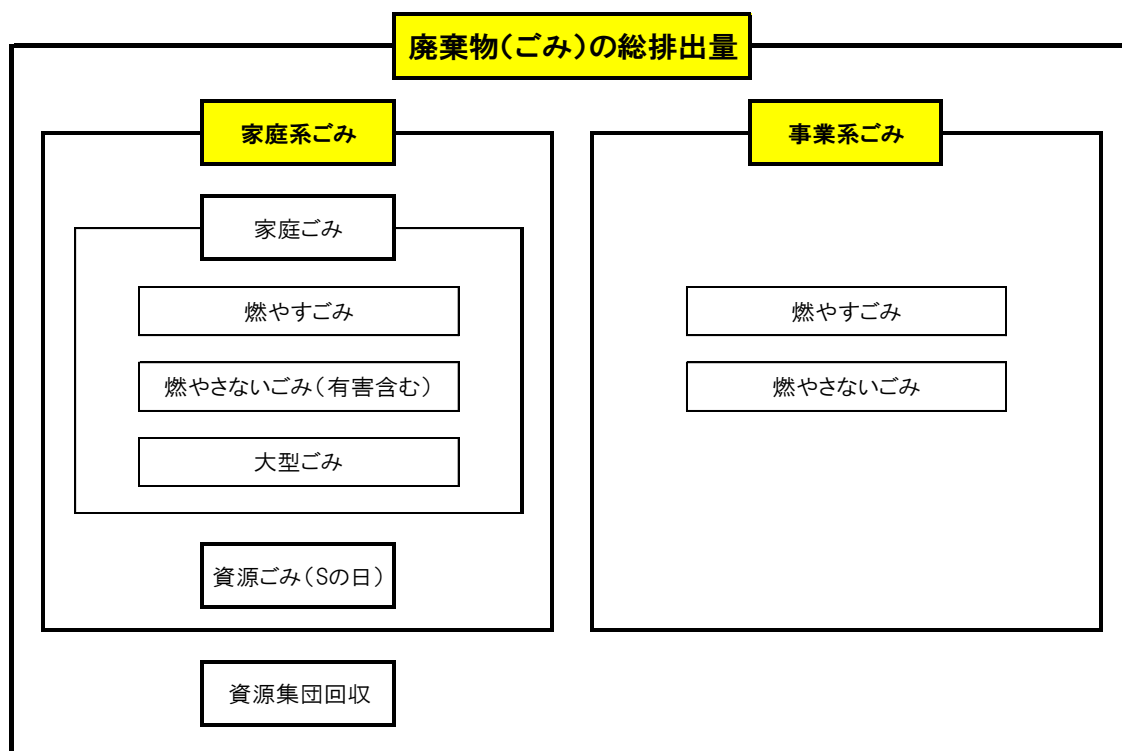
(単位：千円)

年 度			H26	H27	H28	H29	H30
複合事務組合分担金 (うち処理経費分)	中間処理施設		486,707	532,500	470,213	502,171	487,714
	最終処分場		52,981	52,264	51,821	52,216	51,289
合 計			539,688	584,764	522,034	554,387	539,003

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
①ごみ処理経費(ア+イ+ウ・千円)	1,350,338	1,388,312	1,335,075	1,367,522	1,343,299
②家庭系ごみ排出量(図2・トン)	34,273	33,995	33,698	34,292	34,641
③人口(人)	168,843	168,532	168,276	167,657	167,033
トンあたりの経費①/②(円)	39,399	40,839	39,619	39,879	38,778
1人あたりの経費①/③(円)	7,998	8,238	7,934	8,157	8,042

4 廃棄物の総排出量・家庭系ごみ・事業系ごみの分類

本計画における廃棄物（ごみ）の総排出量及び家庭系ごみ、事業系ごみの分類は、以下のとおり整理する。



5 ごみ発生量の推計

帯広市におけるごみ発生量の将来予測については、次の式により算出しました。

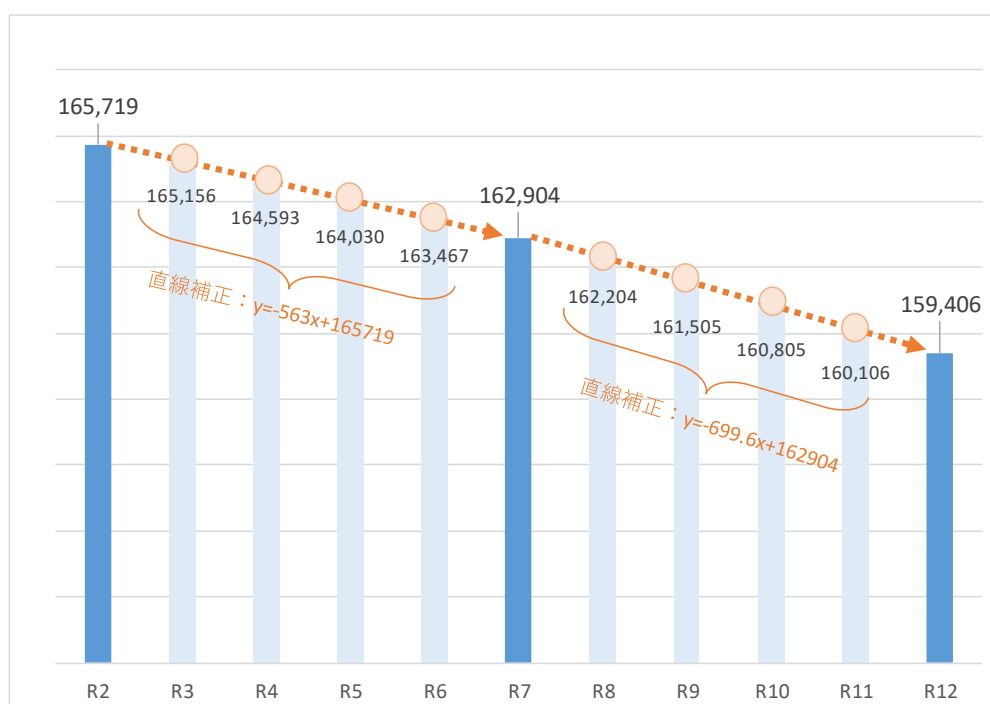
ごみ発生量	=	当該年度の 推計人口	×	当該年度の 1人1日あたりのごみ排出量（原単位）
-------	---	---------------	---	-----------------------------

<推計結果>

	推計人口（人）	原単位（g/人・日）	ごみ発生量（t）
令和 2 年度	165,719	911	55,104
令和 3 年度	165,156	899	54,193
令和 4 年度	164,593	886	53,228
令和 5 年度	164,030	874	52,327
令和 6 年度	163,467	862	51,431
令和 7 年度	162,904	850	50,541
令和 8 年度	162,204	838	49,613
令和 9 年度	161,505	826	48,692
令和 10 年度	160,805	814	47,777
令和 11 年度	160,106	801	46,809
令和 12 年度	159,406	—	—

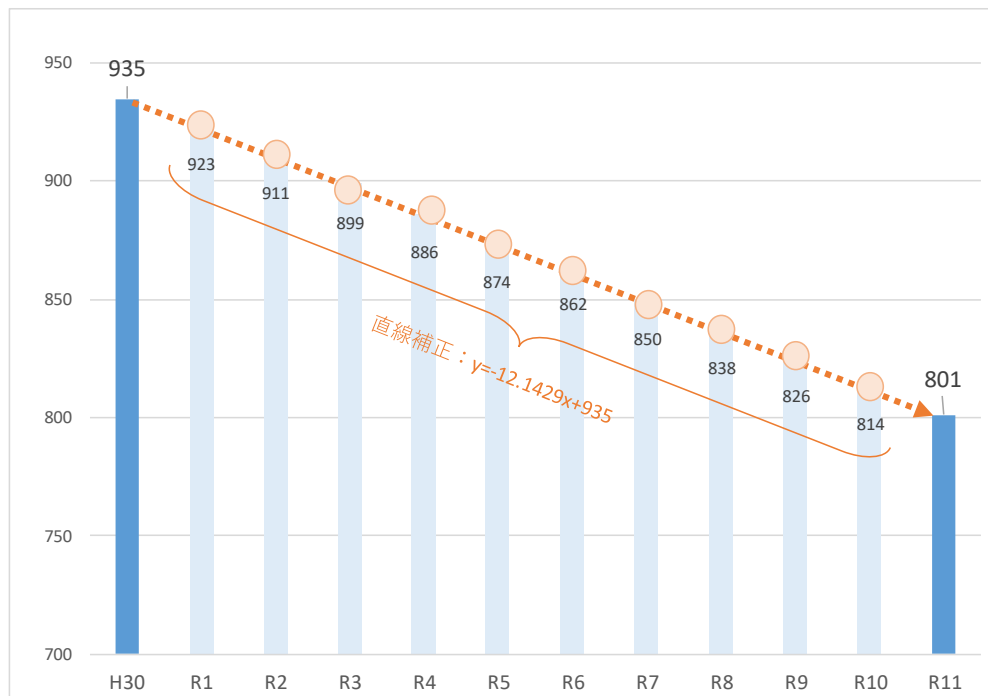
（1）推計人口の算出方法

『帯広市人口ビジョン（平成 28 年 2 月策定）』において示している将来展望人口（5年毎）の推計値（令和 2、7、12 年度）を用い、間の年度を一次関数により直線補正することで、各年度の推計値を算出しました。



(2) 原単位の算出方法

目標値で示した原単位（801g/人・日）を令和 11 年度に達成することを前提として、平成 30 年度実績値と令和 11 年度推計値の間を一次関数により直線補正することで、各年度の原単位を推計しました。



6 アンケート調査

第三期帯広市環境基本計画及び第四期帯広市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、地域の環境や、ごみ減量、資源化の取組に対する重要度などを把握し、現行施策の検証と新たな計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

この資料篇では、一般廃棄物処理基本計画の策定にかかわる環境衛生、リデュース、リユース、リサイクルに関する結果について報告します。

(1) アンケートの概要

- ◆対象者 満 20 歳以上の帯広市民
- ◆標本数 1,000 人
- ◆標本抽出方法 無作為抽出
- ◆調査方法 郵送による発送・回収
- ◆調査時期 平成 30 年 9 月 10 日～10 月 5 日

◆調査結果	発送数	有効発送数	回収数	回収率
	1,000 件	1,000 件	406 件	40.6%

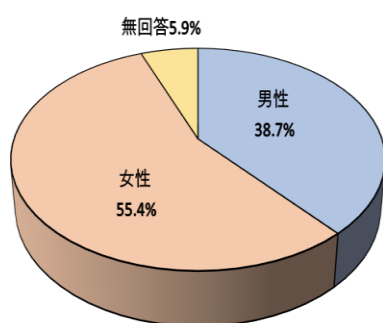
- ◆アンケートの精度 本調査の回収数は 406 件で信頼度 95%、標本誤差 5%とした場合の統計学上の必要標本数 384 件を上回り、本調査から得られた分析結果は、帯広市

全体としての意見を推定するために十分な精度を得ています。

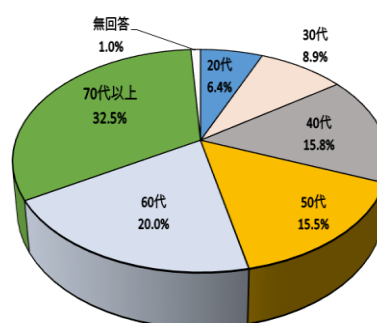
- ◆留意事項 図表における割合（%）については、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため合計が必ずしも 100%とはならないことがあります。

(2) アンケート回答者の属性

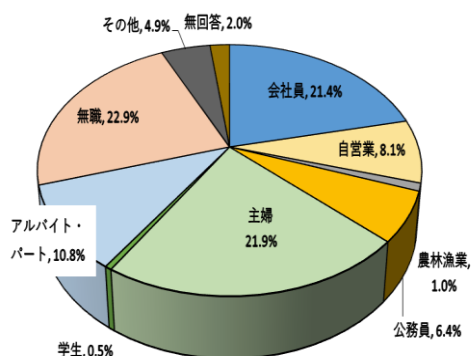
F1：あなたの性別は？



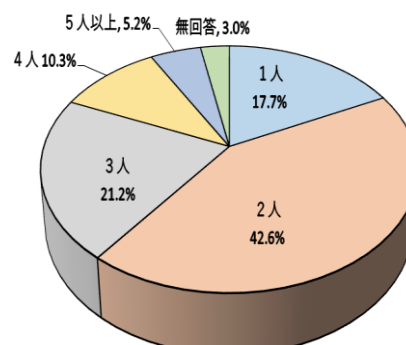
F2：あなたの年齢は？



F3：あなたの職業は？



F4：あなたの同居人数は？（回答者本人含む）



(3) 調査結果の分析

①満足度・重要度の分析

満足度と重要度により市の取組に対する市民の意向を相対的に分類することで、取組の方向性を検討する際の参考にするため、「環境衛生について」市民の考え方を次の計算方法により4つの分野に整理しました。

満足度については、「とても満足 2点、やや満足 1点、やや不満 -1点、とても不満 -2点」として計算し、回答率に乗じます。

重要度については、「とても重要 2点、やや重要 1点、あまり重要ではない -1点、重要ではない -2点」として計算し、回答率に乗じます。

この計算から満足度・重要度の合計点を算出し、取組ごとの相対的な位置づけをより明らかにするために、全取組の合計点（満足度・重要度）の位置を軸としてグラフを作成しました。

また、各取組が属する4つの領域については、それぞれ、次のとおり位置づけています。

A. 満足度低・重要度高の領域（左上）

重要度は高いが市民の満足度が低いため、内容や手法等を見直して市民の満足度を高める必要がある取組が属する領域です。

B. 満足度高・重要度高の領域（右上）

市民の満足度も重要度も高く、現状のまま継続すべき取組が属する領域です。

C. 満足度低・重要性低の領域（左下）

市民満足度も重要度も低いため、今後のあり方自体を改めて検討する必要がある取組が属する領域です。

D. 満足度高・重要度低の領域（右下）

市民の満足度は高いが、重要度が低いため、必要性等を改めて検討する必要がある取組が属する領域です。

なお、取組の今後の方向性については、取組の満足度・重要度が低いとされた場合であっても、その結果だけでなく、将来を見据えた対応や緊急な対応の必要性などを考慮して検討を行う必要があります。

ア. 環境衛生について

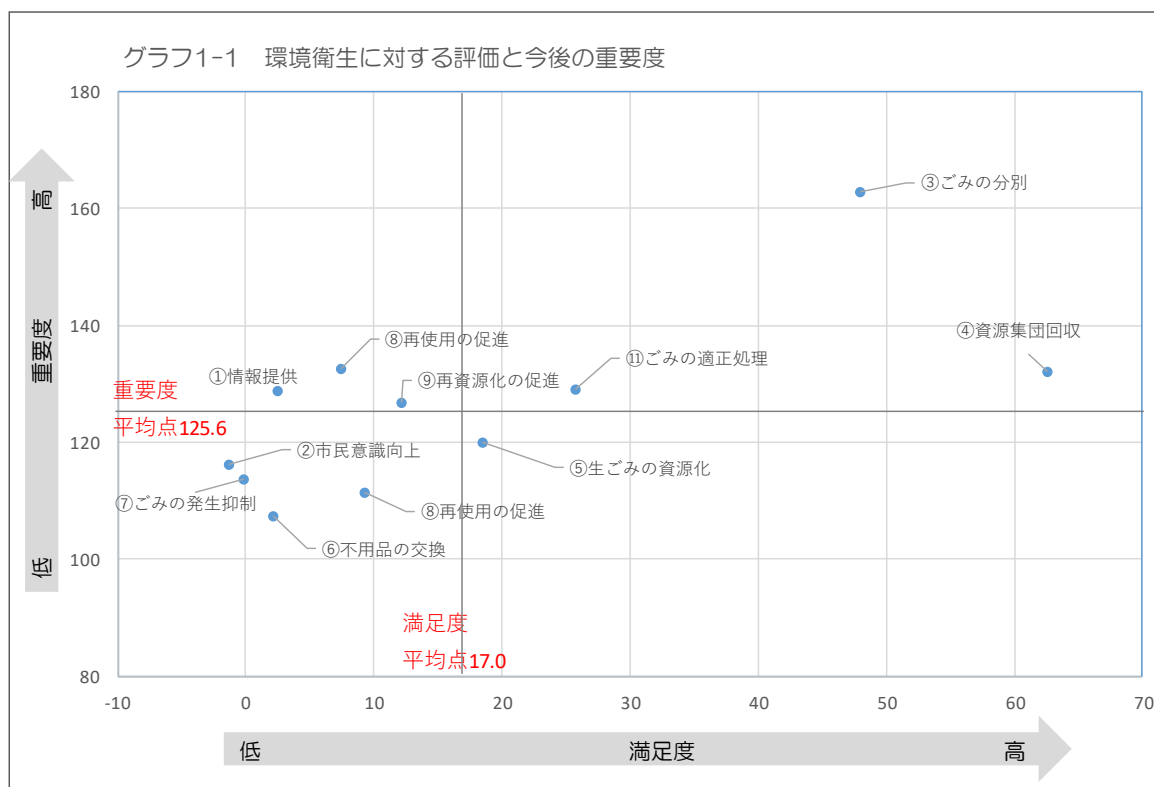
【質問】循環型社会の形成のに向けた帯広市の取り組みについてお伺います。①～⑪までのそれぞれの項目について「現在の満足度」と「今後の重要度」に一番近いと思うものを選んでください。

【回答状況】

(%)

質問項目	満足度	重要度	現在の満足度					今後の重要度				
			とても満足	やや満足	ふつう	やや不満	とても不満	とても重要	やや重要	ふつう	あまり重要ではない	重要ではない
①市民に対する情報提供	2.5	128.8	6.8	16.9	54.5	15.6	6.2	48.1	34.0	16.9	0.8	0.3
②市民意識向上のための啓発	-1.3	116.2	5.3	14.9	57.0	18.8	4.0	39.4	39.7	19.3	1.1	0.6
③ごみの分別の徹底	48.0	163.0	19.9	30.9	30.4	15.1	3.8	68.2	26.6	5.2	0.0	0.0
④資源集団回収	62.6	132.1	22.9	31.7	33.5	9.1	2.9	54.1	26.6	17.7	0.5	1.1
⑤生ごみの資源化	18.5	120.0	9.4	19.2	54.3	14.7	2.4	46.3	30.1	22.0	0.5	1.1
⑥不用品の交換や回収、再生販売の促進	2.1	107.3	5.8	17.7	53.0	19.8	3.7	37.1	34.9	26.7	0.8	0.5
⑦ごみの発生抑制の推進	-0.2	113.7	5.8	12.6	64.5	16.0	4.2	41.7	32.0	24.9	1.1	0.3
⑧再使用の促進	9.3	111.5	6.1	17.6	59.2	13.7	3.4	38.4	36.5	23.7	0.8	0.5
⑨再資源化の促進	12.2	126.9	7.1	18.2	58.7	11.8	4.2	47.7	32.8	18.7	0.3	0.5
⑩ごみの適正排出の啓発、指導	7.4	132.6	8.1	19.5	49.0	18.5	4.9	52.0	29.7	17.4	0.5	0.3
⑪ごみの適正処理	25.7	129.2	10.2	22.7	52.9	11.2	3.1	50.1	30.1	19.0	0.5	0.3
平均値		17.0 125.6										

【満足度・重要度の分布図】



主な取組のうち、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い重要課題項目は、「①市民に対する情報提供」、「⑨再資源化の促進」、「⑩ごみの適正排出の啓発・指導」の取組となっています。

また、満足度及び重要度の双方が高い項目としては、「③ごみ分別の徹底」、「④資源集団回収」、「⑪ごみの適正処理」の取組となっています。

②実践度・重要度の分析

満足度・重要度の分析と同様に、実践度・重要度により取組の方向性を検討する際に参考にするため、リデュース、リユース、リサイクルの3項目について分析しました。

実践度については、「実践している 2点、やや実践している 1点、あまり実践していない -1点、実践していない -2点」として計算し、回答率に乗じます。

重要度については、「とても重要 2点、やや重要 1点、あまり重要ではない -1点、重要ではない -2点」として計算し、回答率に乗じます。

この計算から実践度・重要度の合計点を算出し、グラフを作成しました。各取組が属する4つの領域については、次のとおり位置づけています。

A. 実践度低・重要度高の領域（左上）

重要度は高いが市民の実践度が低いため、内容や手法等を見直して市民の実践度を高める必要がある取組が属する領域です。

B. 実践度高・重要度高の領域（右上）

市民の実践度も重要度も高く、現状のまま継続すべき取組が属する領域です。

C. 実践度低・重要性低の領域（左下）

市民の実践度も重要度も低いため、今後のあり方自体を改めて検討する必要がある取組が属する領域です。

D. 実践度高・重要度低の領域（右下）

市民の実践度は高いが、重要度が低いため、必要性等を改めて検討する必要がある取組が属する領域です。

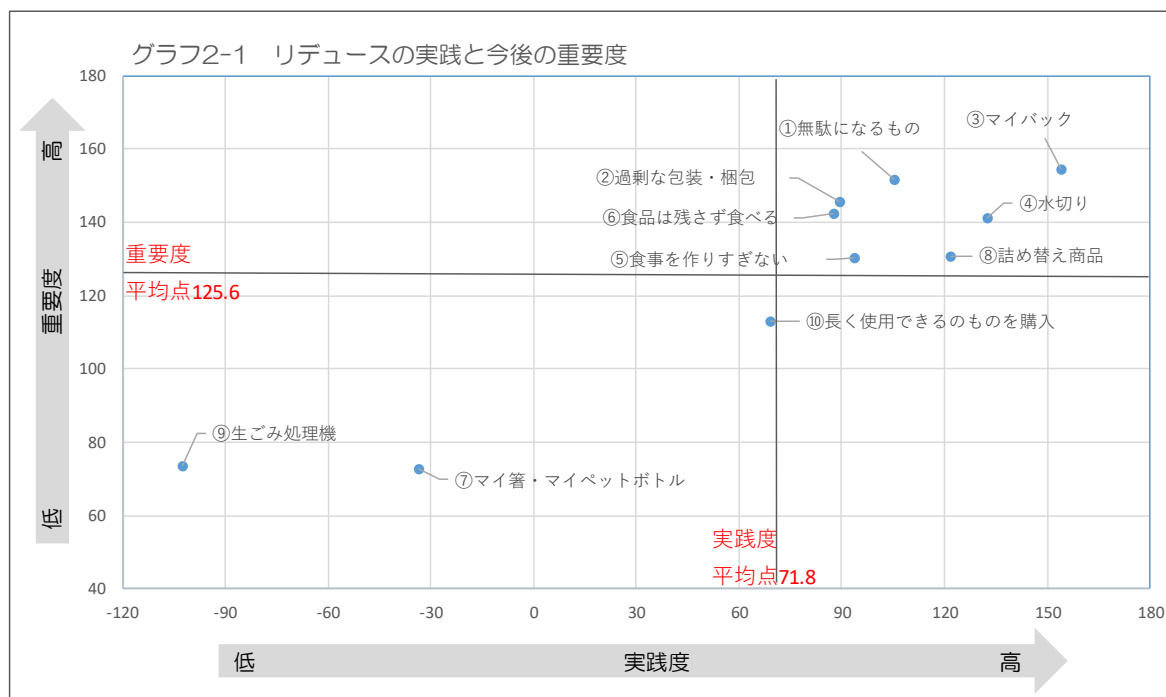
ア. リデュースについて

【質問】ごみの発生抑制の取り組みについて、あなたが実行していることをお答えください。①から⑩までのそれぞれの項目について、「現在の実践度」と「今後の重要度」について一番近いと思うものを選んでください。

【回答状況】

質問項目	実践度	重要度	現在の実践度					今後の重要度					
			実践している	やや実践している	意識している	あまり実践できない	実践していない	とても重要	やや重要	ふつう	あまり重要ではない	重要ではない	
①無駄になるものを買わない	105.5	151.7	43.8	25.3	23.8	6.8	0.3	63.9	25.0	10.0	1.1	0.0	
②過剰な包装・梱包を断る	89.3	145.6	37.6	27.7	23.6	8.6	2.5	57.8	31.1	10.3	0.5	0.3	
③マイバックを持参して買い物をする	154.0	154.4	74.9	12.5	7.3	2.3	3.0	65.9	23.9	9.4	0.3	0.5	
④生ごみを捨てるときは水切りをする	132.6	141.3	58.7	21.3	14.9	4.1	1.0	57.4	27.0	15.1	0.5	0.0	
⑤食事を作りすぎない	93.8	130.3	36.0	28.7	29.2	5.3	0.8	50.5	29.6	19.6	0.3	0.0	
⑥家庭や飲食店で食品は残さず食べる	87.8	142.5	45.9	17.5	17.5	16.5	2.5	59.5	24.6	14.8	1.1	0.0	
⑦マイ箸・マイボトルなどを持ち歩いている	-33.4	72.6	14.2	19.1	17.0	18.3	31.3	30.8	24.4	34.2	8.0	2.7	
⑧詰め替え商品を購入するよう心がけている	121.7	130.7	54.6	22.4	15.9	4.3	2.8	53.3	26.8	18.0	1.1	0.8	
⑨生ごみ処理機などを利用して堆肥にしている	-102.4	73.6	13.5	6.1	7.6	9.9	62.8	32.0	25.3	31.5	6.7	4.5	
⑩使い捨てではなく長く使用できるものを購入している	69.1	113.2	31.5	24.9	28.2	11.8	3.5	40.8	35.5	21.0	1.3	1.3	
平均値			71.8	125.6									

【実践度・重要度の分布図】



主な取組のうち、実践度及び重要度の双方が高い項目は、「①無駄になるものを買わない」、「③マイバックを持参して買い物をする」、「④生ごみを捨てるときは水切りをしている」、「⑧「詰め替え商品を購入するよう心がけている」などの取組となっています。

また、実践度及び重要度の双方が低い項目としては、「⑥家庭や飲食店で食品は残さず食べる」、「⑦マイ箸・マイボトルなどを持ち歩いている」、「⑨生ごみ処理機などを利用して、堆肥にしている」の取組となっています。

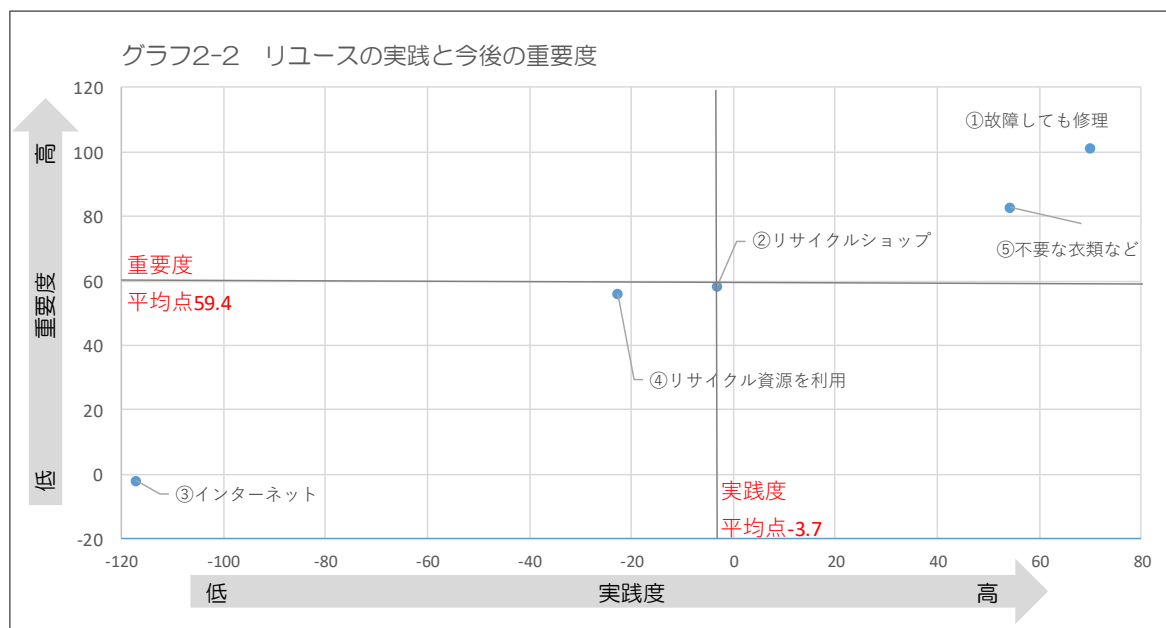
イ. リユースについて

【質問】ごみの発利用の取り組みについて、あなたが実行していることをお答えください。①から⑤までのそれぞれの項目について、「現在の実践度」と「今後の重要度」について一番近いと思うものを選んでください。

【回答状況】

質問項目	実践度	重要度	現在の実践度					今後の重要度				
			実践している	やや実践している	意識している	あまり実践できない	実践していない	とても重要	やや重要	ふつう	あまり重要ではない	重要ではない
①故障しても修理し、すぐに買い替えないようにしている	69.9	101.4	30.1	29.6	24.4	12.1	3.9	34.4	38.7	23.1	1.3	2.4
②リサイクルショップなどを利用している	-3.1	58.6	19.9	19.7	18.4	21.2	20.7	19.3	33.2	38.6	4.6	4.3
③インターネットでオークションやフリーマーケットに参加している	-117.2	-2.2	9.1	5.2	9.3	12.2	64.2	9.5	20.3	42.0	14.9	13.3
④リサイクル資源を利用した商品を購入している	-22.6	56.3	11.1	14.9	31.0	26.3	16.7	21.1	30.3	37.8	5.4	5.4
⑤不要な衣類などは、雑巾などに使用している	54.4	82.9	35.2	22.9	17.0	11.1	13.9	31.4	29.7	32.4	3.2	3.2
平均値		-3.7	59.4									

【実践度・重要度の分布図】



主な取組のうち、実践度及び重要度の双方が高い項目は、「①故障しても修理し、すぐに買い替えないようにしている」、「⑤不要な衣類などは、雑巾などに使用している」の取組となっています。

また、実践度及び重要度の双方が低い項目としては、「③インターネットでオークションやフリーマーケットに参加している」の取組となっています。

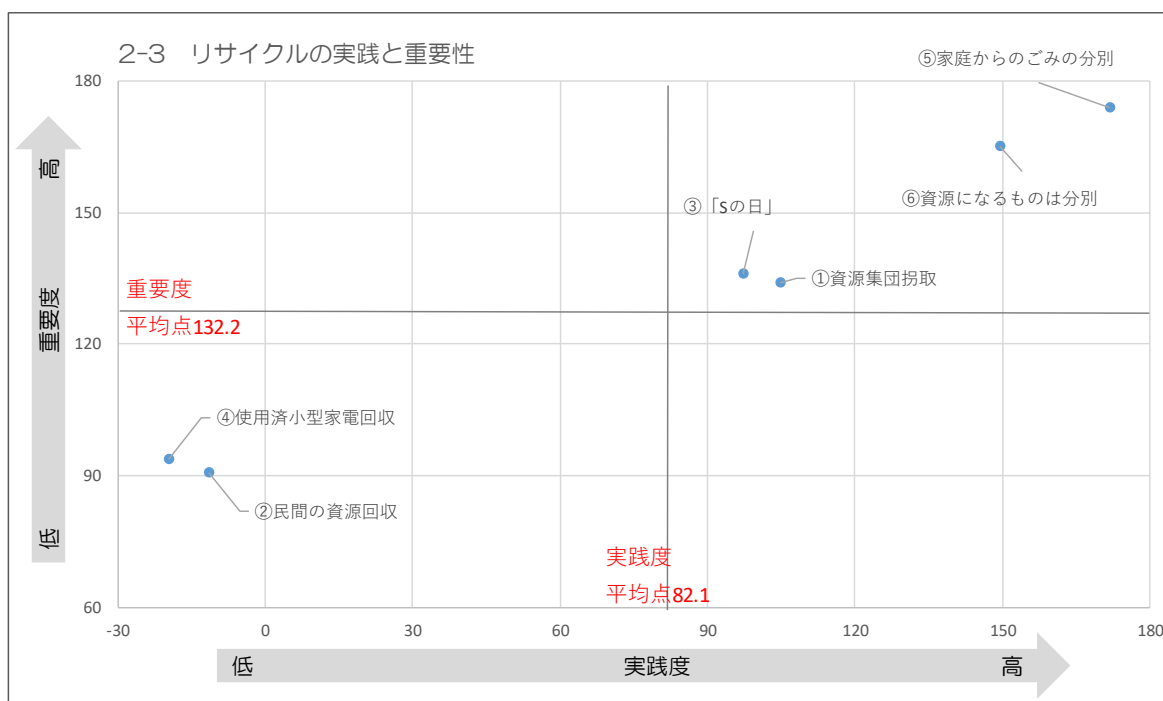
ウ. リサイクルについて

【質問】ごみの再資源化の取り組みについて、あなたが実行していることをお答えください。①から⑥までのそれぞれの項目について、「現在の実践度」と「今後の重要度」について一番近いと思うものを選んでください。

【回答状況】

質問項目	実践度	重要度	現在の実践度					今後の重要度				
			実践している	やや実践している	意識している	あまり実践できない	実践していない	とても重要	やや重要	ふつう	あまり重要ではない	重要ではない
①資源集団回収を利用している	104.9	134.0	61.3	11.7	9.4	6.0	11.7	56.9	24.4	15.7	2.0	1.1
②民間の資源回収を利用している	-11.5	90.6	23.5	17.8	14.4	12.5	31.9	36.1	28.1	29.4	3.1	3.3
③「Sの日」に排出している	97.3	136.0	62.1	8.0	10.7	3.5	15.7	61.7	17.7	17.4	1.1	2.0
④使用済み小型家電回収を利用している	-19.6	93.7	25.2	9.9	18.2	13.5	33.2	39.0	25.6	28.7	3.7	3.1
⑤家庭からのごみの分別を徹底している	172.0	173.8	80.3	12.5	6.5	0.5	0.3	81.0	12.4	6.1	0.6	0.0
⑥資源になるものは分別しきれいに排出している	149.5	165.1	66.0	20.4	11.6	1.3	0.8	74.3	17.7	7.2	0.6	0.3
	82.1	132.2										

【実践度・重要度の分布図】



主な取組のうち、実践度及び重要度の双方が高い項目は、「⑤家庭からのごみの分別を徹底している」、「⑥資源になるものは分別しきれいに排出している」などの取組となっています。

また、実践度及び重要度の双方が低い項目としては、「②民間の資源回収を利用している」、「④使用済み小型家電回収を利用している」の取組となっています。

7 中間処理施設及び最終処分場の概要

(1) ごみの中間処理施設

施設の名称	くりりんセンター
所在地	帯広市西 24 条北 4 丁目 1 番地 5
敷地面積	73,041 m ² (内ごみ処理施設用地面積 47,006 m ²)
竣工年月	平成 8 年 9 月、 供用開始 同年 10 月 1 日
施設の概要	<p>【焼却施設】鉄筋コンクリート造・鉄骨造、延床面積 15,257 m² 330 t / 日 (110 t / 24 h × 3 炉)</p> <p>【破碎施設】鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造、延床面積 6,386 m² 110 t / 5h</p> <p>【計量所】鉄骨造、延床面積 24 m²</p> <p>【管理棟】鉄筋コンクリート造、延床面積 1,774 m²</p> <p>【発電所】汽力発電所：発電機出力 8,235 kVA (7,000 kW) ガスタービン発電所：発電機出力 2,000 kVA (1,600 kW)</p>
総事業費	169 億 7,420 万円
利用市町村 (13 団体)	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 (旧忠類村 地域は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町、清水町、本別町、足寄町、陸別 町

(2) 資源ごみの中間処理施設

施設の名称	十勝リサイクルプラザ (民間施設)
所在地	帯広市西 23 条北 4 丁目 6 番地 5
敷地面積	30,787 m ²
竣工年月	平成 15 年 3 月、 供用開始 同年 4 月 1 日
施設の概要	<p>【リサイクル棟】鉄骨造、延床面積 5,201 m² びん、缶、ペット、その他プラ、その他紙選別・圧縮</p> <p>【保管棟】鉄骨造、延床面積 1,212 m² 上記処理品目と紙類 (新聞、雑誌、ダンボール)、鉄類</p> <p>【計量棟】鉄骨造、延床面積 350 m²</p> <p>【管理棟】鉄骨造、延床面積 755 m²</p>
設置者	(株)ウインクリン (十勝圏複合事務組合が資本参加 26%)
利用市町村 (9 団体)	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 (旧忠類村 地域は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町

(3) ごみの埋立処分場

施設の名称	一般廃棄物最終処分場「うめ〜るセンター美加登」
所在地	中川郡池田町字美加登 279 番 10
敷地面積	165,908 m ²
竣工年月	平成 23 年 3 月、 供用開始 平成 23 年 4 月
施設の概要	<p>【埋立棟】 鉄骨造 平屋建 延床面積 30,063 m² 埋立面積 27,029 m² (約 90m×約 304m) 埋立容量 311,200 m³ 埋立方式 被覆型最終処分場 (準好気性埋立構造) 埋立期間 15 年間</p> <p>【管理・水処理棟】 RC 造 平屋建 延床面積 562,95 m² 処理方法 逆浸透膜処理方式 処理量 25 m³/日</p>
事業費	35 億 7,510 万円
利用市町村 (13 団体)	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 (旧忠類村 地域は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町、清水町、本別町、足寄町、陸別 町

8 用語の説明

【あ行】

• 一般廃棄物処理計画 (P1)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、該当市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画をさだめるもの。一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「一般廃棄物処理基本計画」、及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されています。

• 宴会五箇条 (P29)

食品ロス削減のため、会食時の食べ残しを抑制するための取組として作成したスローガンです。

其の一 まずは、適量注文

其の二 幹事さんから「美味しく食べきろう」の声掛け

其の三 開始 30 分、終了 10 分は、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム！」

其の四 食べきれない料理は仲間で分け合おう

其の五 それでも食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰りましょう

• 帯広市災害廃棄物処理基本計画 (P34)

大規模災害発生時に、大量に発生する災害廃棄物の処理について、平常時とは異なる体制のもと長期的・継続的な対応が必要となることを想定した災害時の基本的事項を整理するため、平成 31 年 3 月に策定しました。

【か行】

• 拡大生産者責任 (P32)

生産者が、その使用した製品が使用され、廃棄された後においても、該当製品の適切なりユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

• 家庭ごみ

家庭系ごみの内、資源ごみを除いた 4 分類を言います。（燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ）

• 家庭系ごみ (P7、P33)

家庭から排出されるごみごみです。燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源ごみの 5 種分類がこれにあたります。一般廃棄物の分類の一つで、家庭から排出されるもののことをいいます。

• 家庭ごみの一部有料化 (P17)

ごみの発生抑制とリサイクルの促進等を目的に、平成 10 月より実施。対象は「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「大型ごみ」となっています。

•家電リサイクル法 (P3)

「特定家庭用機器再商品化法」の略称です。テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家庭用家電が対象となっており、消費者はリサイクル料金と収集運搬料金の負担、販売店は消費者から引き取りメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務付けています。

•合併処理浄化槽 (P38)

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水を併せて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といいます。

•紙製容器包装 (P12)

食料品や日用品などの商品を買ったときに使われている紙製の入れ物（容器）や包装紙のことです。ほとんどの紙製容器包装には、その表面等に識別マークが印刷・刻印されています。

•環境負荷 (P1)

人の活動により環境に加えられるマイナスの影響のことを指し、環境基本法では「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるもの、と定義しています。

•環境基本法 (P3)

1992年6月に開かれた地球サミットをきっかけに1993年11月に成立。持続的発展が可能な社会の構築や国際的協調による地球環境保全の積極的推進などを掲げ、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとともに人類福祉に貢献することを目的としています。

•管理費 (P14)

清掃センターの管理費や指定ごみ袋・ごみ処理券に関わる経費です。

•基本理念 (P18)

あるべき状態についての基本的考え。そこまで行こう、成し遂げようとして設けた目標。

•計画収集 (P30)

帯広市の家庭ごみ収集のことです。居住地域により、燃やすごみは「月・木」又は「火・金」の週2回、燃やさないごみは「隔週の水曜日」、資源ごみは「月～金の内、定められた曜日(週1回)」、大型ごみは申し込みによる収集となっています。

•下水道区域の未接続家屋 (P41)

公共下水道が利用できるようになっている区域内で、下水道への接続を行っていない家屋のことです。

•小型家電回収 (P13)

小型家電リサイクル法の施行を受け、市内のコミュニティセンターや市役所本庁舎・清掃センターなどに回収ボックスを設置し、回収を行っています。

• 小型家電リサイクル法 (P3)

平成 25 年 4 月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称です。使用済小型電子機器等に利用されている金属、その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に定められました。

• 子ども食堂 (P29)

一人で食事をしたり、家庭の事情で食事をとれなかったりする子ども向けに、無料もしくは安価で食事を提供する食堂のことです。

【さ行】**• 最終処分量 (P5)**

ごみは収集・運搬等された後に焼却や破砕などの中間処理を経て、焼却残さ、破砕残さとなり、最終処分場へ運搬し埋立処理します。この埋立処理をするごみの量を最終処分量といいます。

• 事業活動 (P2)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業活動とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、公共・公益事業者等を営む者も含まれるとしています。

• 持続可能な社会づくり (P1)

「環境基本計画」(平成 18 年 4 月閣議決定)では、「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までに渡って保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感している生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」とされています。

• 資源集団回収 (P7)

町内会やサークル等の団体によって行われる資源物の回収活動のことをいいます。

• 資源物 (P20)

資源として再利用が可能なもののことです。

• 資源有効利用促進法 (P3)

平成 13 年 4 月に施行された「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称です。循環型社会を形成していくために必要な 3R の取組を総合的に推進していくための法律です。特に、事業者に対して 3R の取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしています。10 業種・69 品目を指定して、製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。

• 自己搬入 (P6)

ごみを排出する本人が自分自身でくりりんセンターにごみを持ち込むことをいいます。

• 指導シール (P34)

ごみステーションに分別の間違いや収集日違いなど、不適切に排出されたごみ袋等に貼付するシールです。指導シールには不適切排出の内容を記載し、排出者に対して適正排出を促します。

• 指標 (P15)

物事を評価する上で必要となる判断基準となる目印。

• 収集運搬許可業者 (P12)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、廃棄物の収集及び運搬を業として行うものは、該当業を行う市町村から許可をうけなければなりません。(一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は都道府県) 収集運搬許可業者とは、廃棄物の収集運搬を業務として行うことを許可された業者のことです。

• 循環型社会 (P1)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。「循環型社会形成推進基本法」では、第一に製品等が廃棄物になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

• 循環型社会形成推進基本法 (P3)

平成 13 年 1 月に施行された法律です。環境基本法の基本理念にのっとり、環境型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の義務を明らかにするとともに、循環型社会形成基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

• 循環利用 (P18)

有限である資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していくことです。

• 浄化槽汚泥 (P40)

浄化槽での処理の過程で発生する泥のことです。

• 食品ロス (P16)

本来、食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では平成 28 年度に、約 643 トンの食品ロスが発生したと推計されています。

• 食品リサイクル法 (P3)

平成 13 年 5 月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称です。食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造・流通・外食等）による食品循環資源の再生利用を促進することを目的としています。

• 食品ロスの削減の推進に関する法律 (P29)

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし、令和元年 10 月 1 日に施行されました。

• 清掃指導員 (P33)

「帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 19 条に規定する「主として啓発及び指導の職務を行う者」で、市職員のうちから市長が任命した者。

• 清拭綿（セイシキメン） (P12)

体を清潔にするために使用する濡れコットン。

【た行】**• 第三期帯広市環境基本計画 (P3)**

「帯広市環境基本条例」に基づき、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指し策定する計画です。期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間で予定しています。

• 第七期帯広市総合計画 (P3)

「帯広市まちづくり基本条例」に基づき、豊かな地域社会の実現に向けた協働の指針として策定する計画です。期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間で予定しています。

• 第四次循環型社会形成推進基本計画 (P1)

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた計画です。現在の計画は 2018 年 6 月 19 日に閣議決定されたものとなります。

• 単独処理浄化槽 (P40)

生活排水のうち、台所や風呂等の雑排水を除く、し尿のみを処理する浄化槽です。現在、単独処理浄化槽の新設は浄化槽法で禁止されています。

• ダンボールコンポスト (P16)

ダンボール箱を利用した生ごみ堆肥化容器です。

• 直接経費 (P14)

ごみ収集に関わる車両の維持管理費や人件費のことです。

• ディスポーザ (P28)

台所の流し台の排水溝に取り付け、家庭内で発生する生ごみを粉碎処理し、水と一緒に下水道に直接排出する装置のことです。2018年4月から帯広市内（一部地域を除く）での使用が認められています。

• 電動生ごみ処理機 (P28)

生ごみを入れて発酵させることで、堆肥として有効利用することができます。

• 十勝圏複合事務組合 (P13)

十勝管内の19市町村が共同で事務処理を行うために設立した一部事務組合です。廃棄物関係の共同処理事務としては、ごみの処理と処分（13市町村）、し尿の処理（19市町村）、下水の処理（4市町村）を行っています。組合の経費については、組合を構成する市町村が割合に応じて負担しています。

• 十勝資源リサイクル事業協同組合 (P13)

十勝管内のリサイクル業者で構成している協同組合です。

【な行】**• 生ごみ堆肥化容器 (P16)**

野菜畑等の地面（土）のある場所に設置し、生ごみを入れて発酵させることで、堆肥として有効利用することができます。

• 認定事業者 (P13)

小型家電リサイクル法に従い、主務大臣から再資源化事業計画の認定を受けた事業者。

• 農業集落排水施設 (P40)

農村地域における生活排水、農業廃水の汚濁を防止し、生活環境、農業生産環境を改善するために、し尿及び雑排水の排水処理をまとめて行う施設です。

• 農業集落排水施設汚泥 (P41)

農業集落排水処理施設で処理される過程で発生する泥のことです。

【は行】**• 廃棄物処理法 (P3)**

昭和45年12月に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称で、廃掃法とも言います。廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処

理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

- **分担金 (P14)**

くりにんセンターや最終処分場の維持管理に関する経費を、構成市町村が搬入量等に応じて負担しています。

- **フードバンク (P29)**

食品企業の製造過程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等の団体、生活困窮者などに無償で提供する団体又は活動のことです。家庭で保管する賞味期限到来前の食品の寄付などを受けられる場合もあります。

- **プラスチック製容器包装 (P12)**

食料品や日用品などの商品を買ったときに使われているプラスチック製の入れ物（容器）やパッケージ・緩衝材のことです。ほとんどのプラスチック製容器包装には、その表面等に識別マークが印刷・刻印されています。

【ま行】

【や行】

- **有用金属 (P31)**

資源として価値のある金属。

- **容器包装リサイクル法 (P3)**

資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」の略称です。容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、住民には分別の協力を、市町村には国が定める分別基準に適合する形での収集を、事業者には容器包装廃棄物を再資源化する役割を求めています。

【ら行】

- **レアメタル (P31)**

国際的に定まったものはないが、一般的には地球上の存在量が少ないか、技術的・経済的な理由で抽出困難である鉱種等を指します。リチウム、ベリリウム、チタン、コバルト、ニッケルなど31種とされています。

